

昭和二十五年総理府令第十三号

公職選挙法施行規則

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七、二十八条第一項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第四百六十六條の規定に基づき、公職選挙法施行規則を次のように定める。

第一章 選挙人名簿等の様式(第一条―第十五条)

第二章 期日前投票及び不在者投票(第十五条の二―第十七条の二)

第三章 選挙運動(第十七条の四―第二十一条の三)

第四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附(第二十二条―第二十九条の二)

第五章 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動(第三十条―第三十一条の三)

第六章 補則(第三十二条―第三十四条)

第一章 選挙人名簿等の様式(第一条―第十五条)

第二章 削除

(選挙人名簿登録証明書の交付の申請等)

第三条 令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳若しくは船員であることを証する書面又は法第四十九條第七項に規定する船員手帳に準ずる文書を添えて、文書でしなくてはならない。

2 前項の申請の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなくてはならない。

3 令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書は、別記第四号様式の二に準じて調製しなくてはならない。

第三条の二 法第二十八条の二第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために閲覧の申出をする場合

二 公職の候補者となる者(公職に就く者を含む。)である申出者(選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者)をいう。

三 政党その他の政治団体である申出者が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合

四 当該申出者が候補者となる者とする公職の種類

五 当該申出者が公職にある者である場合

抄本の閲覧の申出は、次の各号に掲げる書類を添えて、法第二十八条の二第二項第一号から第四号までに掲げる事項及び前項各号に定める事項(次項において「明らかにすべき事項」という。)を記載した文書でしなくてはならない。

一 前項第二号に掲げる場合(申出者が公職にある者である場合を除く。)にあつては、当該申出者が公職の候補者となる者とする者であることを示す資料

二 前項第三号に掲げる場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該申出者に係る政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定による政治団体の届出書の写し

ロ 当該申出者の政治活動の実績を示す資料

三 前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなくてはならない。

四 閲覧者が選挙人名簿の抄本を閲覧するに当たつては、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなくてはならない。

一 国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該閲覧者の写真をはり付けてあるもの

二 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二條第六項に規定する一般信書便事業者、同條第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三條第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二條第二項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類

三 法第二十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合とする。

み替えて適用される同條第一項の規定により同條第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合において、当該閲覧者が同條第八項に規定する承認法人の役員又は構成員であつて、当該承認法人が指定する者である旨とする。

7 第二項の文書は、別記第四号様式の二の二に準じて作成しなくてはならない。

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出)

第三条の三 法第二十八条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出に係る選挙人の範囲

二 調査研究の責任者の氏名及び住所(申出者が国又は地方公共団体(以下この条において「国等」という。)の機関である場合にあつては当該責任者の職名及び氏名、申出者が法人(法人でない団体の代表者又は管理者の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)である場合にあつては当該責任者の役職名及び氏名)

三 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が国等の機関である場合

ロ 申出者が法人である場合

ハ 申出者が個人であつて、閲覧者を指定する場合

四 委託を受けて調査研究を行う場合

ハ 申出者が個人であつて、閲覧者を指定する場合

イ 申出者が国等の機関である場合

ロ 申出者が法人である場合

ハ 申出者が個人であつて、閲覧者を指定する場合

イ 申出者が国等の機関である場合

ロ 申出者が法人である場合

ハ 申出者が個人であつて、閲覧者を指定する場合

イ 申出者が国等の機関である場合

ロ 申出者が法人である場合

するのために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4 閲覧者が選挙人名簿の抄本を閲覧するに当たっては、前条第四項各号に掲げるいずれかの書類（申出者が国等の機関である場合にあっては、当該閲覧者が当該国等の職員であることを証明する書類）を提示しなければならない。

5 第二項の文書は、別記第四号様式の二の三に準じて作成しなければならない。

3 第三條の四 法第二十八條の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八條の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
二 閲覧に係る選挙人の範囲
三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
（選挙人名簿が磁気ディスクをもつて調製されている場合に閲覧させる事項）

3 第三條の五 法第二十八條の二第一項又は第二十八條の三第一項の規定により選挙人名簿に記載されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

（引き続き同一都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の様式）

4 第四條 令第三十四條の二第一項の証明書は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

（投票用紙の様式）

5 第五條 衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第五十一條の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

（投票箱）

6 第六條 投票箱は、別記第七号様式に準じて調製しなければならない。

（点字投票である旨の表示）

7 第七條 令第三十九條第二項、第五十三條第三項、第五十四條第二項又は第五十九條の五の四第八項の規定による点字投票である旨の表示

は、別記第八号様式に準じるものでなければならない。

2 前項の表示は、投票用紙の表面（片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面）にしなければならない。

（仮投票用封筒の様式）

8 第八條 法第五十條第四項及び第五項並びに令第四十一條第四項の規定による投票用封筒は、別記第九号様式に準じて調製しなければならない。

（令第五十條第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

8 第八條の二 令第五十條第四項及び第五十一條第二項において準用する第五十條第四項の規定による請求書の様式は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式）

9 第九條 令第四十九條の八又は第五十二條の規定による宣誓書は、別記第十号様式に準じて作成しなければならない。

（投票用封筒への記載）

9 第九條の二 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十三條第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので令第六十五條の二に規定する者を除く。）に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載しなければならない。

（投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式）

10 第十條 令第五十三條第一項及び第五十四條第一項の規定による投票用封筒並びに第五十三條第二項の規定による不在者投票証明書及びこれをに入れるべき封筒は、それぞれ別記第十一号から第十三号までの様式に準じて調製しなければならない。

第十條の二 削除

第十條の三 令第五十九條の三第一項の規定による郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第十三号様式の四に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九條の三第一項の規定による申請を令第五十九條の三の二第二項の規定による申請

と併せて行う場合の郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第十三号様式の四の二に準じて作成しなければならない。

3 令第五十九條の三第四項の規定による郵便等投票証明書は、別記第十三号様式の五に準じて調製しなければならない。

4 郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から七年とする。ただし、令第五十九條の二第三号に規定する者の郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間とする。

（法第四十九條第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書等の様式）

10 第十條の三の二 令第五十九條の三の二第二項の規定による申請書は、別記第十三号様式の五の二に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九條の三の二第五項の規定による届出書は、別記第十三号様式の五の三に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出書の様式等）

10 第十條の三の三 令第五十九條の三の三第一項の規定による届出書は、別記第十三号様式の五の四に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九條の三の三第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第十三号様式の五の五に準じて作成しなければならない。

3 代理記載人（法第四十九條第三項の規定による投票に関する記載をする者をいう。以下同じ。）となるべき者として郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た選挙人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

10 第十條の四 令第五十九條の四第一項の規定による請求書は、別記第十三号様式の六に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

10 第十條の五 令第五十九條の四第四項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の七に準じて調製しなければならない。

（特定国外派遣組織を指定する際に告示する事項）

10 第十條の五の二 令第五十九條の五の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、同条第一項に規定する組織に属する選挙人の概数及び当該組織の派遣される地域とする。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

10 第十條の五の三 令第五十九條の五の四第五項の規定による請求書は、別記第十三号様式の七の二に準じて作成しなければならない。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式）

10 第十條の五の四 令第五十九條の五の四第七項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の七の三に準じて調製しなければならない。

（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

10 第十條の六 令第五十九條の六第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九條の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九條の六第二項の規定による申出又は令第五十九條の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七條の二第一項第五号に定める船舶にあつては、この限りでない。

- 一 法第四十九條第七項に規定する指定船舶
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九條第一項に規定する船舶検査証書又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十六條第一項に規定する許可証の写し
二 第十七條の二第二項に定める船舶
船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三條第一項に規定する使用船舶細報告書の写し又はこれに準ずるもの
三 令第五十九條の六の三第三項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第五十五條第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時ににおける船員法（昭和二十二年法律第

百号)第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式等)

第十条の七 令第五十九条の六第二項又は第五十九条の六の三第一項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の九及び第十三号様式の十に準じて調製しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書(次条第一項において「確認書」という。)は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。

(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等)

第十条の七の二 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式)

第十条の八 令第五十九条の六第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の十一及び第十三号様式の十二に準じて調製しなければならない。

(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等)

第十条の九 令第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項(令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の十三に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令

第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式)

第十条の十 令第五十九条の六第十四項又は第五十九条の六の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の十四に準じて調製しなければならない。

(南極選挙人証の交付の申請等)

第十条の十一 令第五十九条の七第一項の規定による南極選挙人証の交付の申請は、当該選挙人が法第四十九条第九項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)であることを証する書面(当該南極地域調査組織の南極調査期間(令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。)に記載があるものに限る。)を添えて、文書でしなければならない。

2 前項の文書は、別記第十三号様式の十五に準じて作成しなければならない。

3 令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証は、別記第十三号様式の十六に準じて調製しなければならない。

4 南極選挙人証の有効期間は、交付の日から第一項の書面に記載された当該南極地域調査組織の南極調査期間の満了の日までとする。

(南極調査期間の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式)

第十条の十二 令第五十九条の八第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の十七に準じて作成しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式)

第十条の十三 令第五十九条の八第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の十八及び第十三号様式の十九に準じて調製しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式)

第十条の十四 令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第四項の規定による

投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の二十及び第十三号様式の二十一に準じて調製しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等)

第十条の十五 令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の二十二に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式)

第十条の十六 令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第十四項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の二十三に準じて調製しなければならない。

(立会人となるべき者の届出書、承諾書及びこれらに添付すべき選挙人名簿登録証明書の様式)

第十一条 開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、それぞれ別記第十四号様式及び第十五号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第八十二条第二項の規定により選挙立会人となるべき者の届出書に添付すべき選挙人名簿登録証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて作成しなければならない。

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出の文書等の様式)

第十二条 法第八十六条第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一 法第八十六条第一項の文書 別記第十六号様式

二 令第八十八条第三項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第十六号様式の二

三 令第八十八条第三項第二号の文書 別記第十六号様式の三

四 法第八十六条第五項第三号の宣誓書 別記第十六号様式の四

五 法第八十六条第五項第四号の同意書 別記第十六号様式の五

六 法第八十六条第五項第四号の宣誓書 別記第十六号様式の六

七 法第八十六条第五項第五号の候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 別記第十六号様式の七

2 法第八十六条第二項又は第三項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

一 法第八十六条第二項の文書 別記第十六号様式の八

二 法第八十六条第三項の文書 別記第十六号様式の九

三 法第八十六条第七項の宣誓書 別記第十六号様式の十

四 法第八十六条第七項の所属する政党その他の政治団体の名称を記載した文書 別記第十六号様式の十一

五 法第八十六条第七項の証明書 別記第十六号様式の十二

六 令第八十八条第六項第二号の承諾書 別記第十六号様式の十三

3 令第八十八条第六項第二号の証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。

4 法第八十六条第九項後段及び第九十八条第二項(法第八十二条第七項において準用する場合を含む。)の文書は別記第十六号様式の十四に準じて、法第八十六条第十項(法第九十八条第四項(法第八十二条第七項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に定める除名の手続を記載した文書及び宣誓書は別記第十六号様式の十五に準じて作成しなければならない。

5 法第八十六条第十一項の規定により候補者の届出を取り下げる旨の届出に係る令第八十八条第十二項の文書は、別記第十六号様式の十六に準じて作成しなければならない。

6 法第八十六条第十二項の規定により候補者たることを辞する旨の届出に係る令第八十八条第



(候補者の選定手続の届出書等の様式)  
第十二条の九 法第八十六条の五第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- 一 法第八十六条の五第一項の文書 別記第二十号様式
- 二 令第八十九条の二第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十号様式の二
- 三 令第八十九条の二第二項第二号の文書 別記第十六号様式の三

2 法第八十六条の五第七項の文書は、別記第二十号様式の三に準じて作成しなければならない。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出書等の様式)  
第十二条の十 法第八十六条の六第一項又は第二項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- 一 法第八十六条の六第一項又は第二項の文書 別記第二十一号様式
- 二 令第八十九条の三第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十一号様式の二
- 三 令第八十九条の三第二項第二号の文書 別記第十七号様式の四

2 法第八十六条の六第八項の文書は、別記第二十一号様式の三に準じて作成しなければならない。

3 法第八十六条の六第九項の文書は、別記第二十一号様式の四に準じて作成しなければならない。

(参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出書等の様式)  
第十二条の十一 法第八十六条の七第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- 一 法第八十六条の七第一項の文書 別記第二十二号様式
- 二 令第八十九条の四第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十二号様式の二
- 三 令第八十九条の四第二項第二号の文書 別記第十八号様式の四

2 法第八十六条の七第五項の文書は、別記第二十二号様式の三に準じて作成しなければならない。

(届出の受理等の年月等の記載)  
第十三条 法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出、同条第九項の規定による候補者届出政党内に所属する者でなくなつた旨の届出、同条第十一項の規定による候補者の届出の取下げの届出、同条第十二項の規定による候補者たることを辞する旨の届出若しくは衆議院小選挙区選出議員の選挙の候補者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき又は法第八十六条第九項の規定により同条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時をその届出に係る文書の余白に記載しなければならない。法第九十八条第二項(法第一百二十二条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理したときも、また同様とする。

2 法第八十六条の二第二項の規定による衆議院名簿の届出、同条第七項の規定による衆議院名簿届出政党内に所属する者でなくなつた旨の届出、同条第九項の規定による同条第十項の規定による衆議院名簿の取下げの届出若しくは衆議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の二第七項の規定により衆議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は同条第十一項の規定により同条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項(法第一百二十二条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理したときも、また同様とする。

3 法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定による参議院名簿届出政党内に所属する者でなくなつた旨の届出、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第十項の規定による参議院名簿の取下げの届出若しくは衆議院議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の公職の候補者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき又は法第八十六条の四第九項の規定により同条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時をその届出に係る文書の余白に記載しなければならない。

(投票録、不在者投票に関する調査、開票録及び選挙録の様式)  
第十四条 投票録、不在者投票に関する調査、開票録及び選挙録は、それぞれ別記第二十四号様式から第二十七号様式までに準じて調製しなければならない。

(同条第五項において準用する場合を含む。)の除名の手続を記載した文書は別記第二十七号様式の三に準じて、同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の宣誓書は別記第二十七号様式の四に準じて作成しなければならない。

2 法第九十九条の二第六項において準用する同条第二項(同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。)の文書は別記第二十七号様式の五に準じて、同条第六項において準用する同条第三項(同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。)の除名の手続を記載した文書は別記第二十七号様式の六に準じて、同条第六項において準用する同条第四項(同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。)の宣誓書は別記第二十七号様式の七に準じて作成しなければならない。

(当選証書の様式)  
第十五条 当選証書は、別記第二十八号様式に準じて調製しなければならない。

第二章 期日前投票及び不在者投票  
(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)  
第十五条の二 令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした選挙人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によつて選挙の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区等又は当該指定投票区に係る指定関係投票区等の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票

区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならぬ。

4 前項の規定により送致を受けた投票区の投票管理者は、当該送致を受けた投票に係る令第六十二条、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、令第二十六条は、市町村に規定する場合において必要事項(指定関係投票区等)について繰延投票が行われた場合の取扱い)

**第十五条の三** 令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

**2** 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした選挙人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

**3** 前二項に規定するもののほか、令第二十六条の五第二項に規定する場合において必要事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

(期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務)

**第十五条の四** 法第四十八条の二第一項第一号(法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)においてこの例によることとされてある場合を含む。)の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主掌をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

(期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域)

**第十六条** 法第四十八条の二第一項第四号(法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。

治法、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。

(国立保養所)

**第十六条の二** 令第五十条第一項(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

(船員に不在者投票用紙等を交付する市町村)

**第十七条** 令第五十一条第一項(地方自治法施行令、市町村の合併の特例に関する法律施行令若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、別表第二のとおりとする。

(指定船舶等)

**第十七条の二** 法第四十九条第七項(最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する船舶に準ずるものとして遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶安全法にいう近海区域を航行区域とする船舶のうち国際航海(船舶安全法施行規則(昭和二十八年運輸省令第四十一号)第一条(昭和二十八年運輸省令第四十一号)第一条において同じ。)に従事するもの
- 二 漁業の許可及び取締りに関する省令(昭和三十一年農林省令第五号)第二条(第一

号、第四号、第八号、第十号、第十一号及び第十四号から第十六号までを除く。)に規定する漁業に従事する船舶。ただし、同条第六号に規定する漁業に従事する船舶にあつては総トン数三十トン以上のものに、同条第七号に規定する漁業に従事する船舶にあつては東海黄海区(最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域をいう。)、太平洋中央海区(東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒の線以南の太平洋の海域(南シナ海の海域を除く。)をいう。))又はインド洋海区(南緯十九度五十九分三十五秒以北(ただし、東経九十五度四秒から東経百九十九度五十九分五十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北)のインド洋の海域をいう。))において操業するものに、同条第十二号に規定する漁業に従事する船舶にあつては浮きかえ縄を使用し、かつ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。))及び釣りによつてかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(総トン数十トン以上百二十トン未満の動力漁船によるものを除く。))に従事するものに限る。

三 漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第三十四条の許可を受けて行う鯨類の資源調査に従事する船舶

四 漁船特殊規則(昭和九年通信省・農林省令)第五条第五号に規定する業務に従事する船舶のうち国際航海に従事するもの

五 自衛隊が所有する船舶のうち自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第百条の四の規定により自衛隊が行う南極地域における科学的調査についての協力の業務に現に従事するもの

**2** 法第四十九条第七項(最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運

航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

(投票送信用紙等を交付する市町村)

**第十七条の二の二** 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村は、別表第三のとおりとする。

**第十七条の二の三** 法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、東京都中央区及び港区とする。

第二章の二 供託

(衆議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等)

**第十七条の三** 法第九十二条第二項の規定により供託する金額又は国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるもの)とされるものを含む。は、三百万円)との金額又は額面に区分できるものでなければならない。

**2** 政党その他の政治団体は、衆議院名簿の届出をする場合においては、法第九十二条第二項の規定により供託された供託物について、令第九十三条の二第二項の規定により返還を請求する場合は返還を受けるべき順位を選挙長に届けなければならない。ただし、供託物のすべてが金銭である場合には、この限りでない。

**3** 前項の規定による届出書は、別記第二十八号様式の二に準じて作成しなければならない。(参議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等)

**第十七条の三の二** 前条の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、同条第一項中「第九十二条第二項」とあるのは、「第九十二条第三項」と、「三百万円」とあるのは、「六百万円」と、同条第二項中「第九十二条第二項」とあるのは、「第九十二条第三項」と、「第九十三条の二第三項」とあるのは、「第九十三条の二第二項」とあるものとする。

**第三章 選挙運動**

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

**第十七条の四** 法第四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項若しくは第百六十四条の二第六項の規定の適用を受けよう

とする。

とする者又は法第五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党若しくは同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項（令第九十九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第九十九条の第二項（令第九十九条の三及び第九十九条の五において準用する場合を含む。以下この項及び第九十九条の六において同じ。）、若しくは第九十九条の四第一項又は第九十九条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合に、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項、第九十九条の二第二項若しくは第九十九条の四第一項又は第九十九条の五第一項の規定による届出をしなければならぬ。

2 前項の規定による届出書は、別記第二十八号様式の三に準じて作成しなければならない。  
（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）

第十七条の五 公職の候補者（前条第一項の届出をした者に限る。次条及び第十七条の七第一項において同じ。）は、令第九十九条の四第二項第二号ロ、第九十九条の七第二項（令第九十九条の八において準用する場合を含む。）、第九十九条の八第一項において同じ。）、第九十九条の二第二項（令第九十九条の三及び第九十九条の五の三において準用する場合を含む。）、第九十九条の八第一項において同じ。）、又は第九十九条の四第二項の規定による確認を受けようとする場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項に規定する確認申請書は、別記第二十八号様式の四に準じて作成し、同項の確認は、別記第二十八号様式の五に準じて調製する確認書を用いてしなければならない。

第十七条の六 公職の候補者は、前条第一項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第二項の確認書を受け、令第九十九条の四第一項に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（次条第二項及び第十七条の八第一項に

おいて「燃料供給業者」という。）、令第九十九条の七第一項に規定する有償契約を締結した通常葉書の作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「通常葉書作成業者」という。）、令第九十九条の八において準用する第九十九条の七第一項に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「ビラ作成業者」という。）、令第九十九条の二第二項に規定する有償契約を締結した立札及び看板の類の作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「立札・看板作成業者」という。）、又は令第九十九条の四第一項に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「ポスター作成業者」という。）、に提出しなければならない。（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第十七条の七 公職の候補者又は候補者届出政党（第十七条の四第一項の届出をしたものに限る。）は、選挙運動用自動車使用証明書、通常葉書作成証明書、ビラ作成証明書、立札・看板作成証明書若しくはポスター作成証明書又は政見放送用録音・録画証明書（第三項及び次条第一項において「証明書」という。）を、使用、作成又は録音若しくは録画の実績に基づき作成し、令第九十九条の四第一項に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、通常葉書作成業者、ビラ作成業者、立札・看板作成業者若しくはポスター作成業者又は令第九十九条の五第一項に規定する有償契約を締結した録音若しくは録画を業とする者（次条第一項において「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業

者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。  
第一項に規定する証明書は、別記第二十八号様式の六から第二十八号様式の十一までに準じて作成しなければならない。  
（請求書の提出）

第十七条の八 契約業者等は、令第九十九条の四第二項、第九十九条の七第二項、第九十九条の二第二項若しくは第九十九条の四第二項又は第九十九条の五第二項の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第一項の証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者があつては第十七条の五第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し、通常葉書作成業者、ビラ作成業者、立札・看板作成業者又はポスター作成業者があつては第十七条の五第二項の確認書）を添えて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県知事に、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては総務大臣に、提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、別記第二十八号様式の十二に準じて作成しなければならない。  
（証票交付申請書の様式）

第十七条の九 令第九十九条の五第五項の規定による申請書は、別記第二十八号様式の十三に準じて作成しなければならない。  
（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の様式）

第十七条の十 令第九十九条の六第二項第一号に規定する五人要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書は、別記第二十八号様式の十四に準じて作成しなければならない。

2 令第九十九条の六第二項第二号に規定する文書は、別記第二十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。  
（ポスターの掲示箇所）

第十八条 法第四百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。  
（新聞広告）

第十九条 法第四百四十九条第一項又は第四項の規定により公職の候補者がすることができる新聞広告の寸法は、横九・六センチメートル、縦二

段組以内とする。  
2 法第四百四十九条第一項の規定により一の候補者届出政党が一の都道府県においてすることが

できる新聞広告の寸法（当該候補者届出政党が同項の規定により当該都道府県においてすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法という。）及び回数、次の表の上欄に掲げる当該都道府県における届出候補者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める回数とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

当該都道府県における届出候補者の数	寸法	回数
一人から五人まで	横三十八・五センチメートル、縦四段組以内	八回以内
六人から十人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	十六回以内
十一人から十五人まで	横三十八・五センチメートル、縦十二段組以内	二十四回以内
十六人	横三十八・五センチメートル、縦十六段組以内	三十二回以内

3 法第四百四十九条第二項の規定により一の衆議院名簿届出政党等が一の選挙区においてすることができる新聞広告の寸法（当該衆議院名簿届出政党等が同項の規定により当該選挙区においてすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。）及び回数は、次の表の上欄に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数（令第三百三十二条の三第二項に規定する再選挙においては、当該中欄に定める寸法の二分の一の寸法及び当該下欄に定める回数の二分の一の回数）とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

当該選挙区における衆議院名簿登載者の数	寸法	回数
---------------------	----	----

一人から九人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	十六回以内
十人から十八人まで	横三十八・五センチメートル、縦十六段組以内	三十二回以内
十九人から二十七人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十四段組以内	四十八回以内
二十八人	横三十八・五センチメートル、縦三十二段組以内	六十四回以内

4 法第四十九条第三項の規定により一の参議院名簿届出政党等ができる新開広告の寸法(当該参議院名簿届出政党等が同項の規定によりすることができる新開広告の寸法)及び回数、次の表の合計した寸法をいう。及び回数は、次の表の上欄に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数(令第三十二条の三の第二項に規定する再選挙においては、当該中欄に定める寸法の二分の一の寸法及び当該下欄に定める回数の二分の一の回数)とする。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

参議院名簿登載者の数	寸法	回数
一人から八人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十段組以内	四十回以内
九人から十六人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十八段組以内	五十六回以内
十七人から二十四人まで	横三十八・五センチメートル、縦三十六段組以内	七十二回以内
二十五人	横三十八・五センチメートル、縦四十四段組以内	八十八回以内

5 前四項の規定による新開広告は、記事下に限るものとし、色刷りは認めない。

6 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、第一項又は第二項の規定による新開広告は、これを掲載しようとする新聞紙に主としてその発行区域の一部に関する記事を掲載する紙面の設けがあり、かつ、当該発行区域の一部が当該選挙の

選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の属する都道府県(候補者届出政党にあっては、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県)の全部の区域(参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙区の区域内の都道府県のうちいずれか一の都道府県の全部の区域)を包含している場合には、全国又はその発行区域の全部にわたる記事を掲載する紙面には、これを掲載することができない。

7 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、第三項の規定による新開広告は、一の新聞社が二以上の発行本社を設けてそれぞれ同一題号の新開を発行している場合又は二以上の新聞社がそれぞれ同一題号の新開を発行している場合は同一題号の新開を発行する二以上の発行本社若しくは新聞社の発行する同一題号の新開を通じて又は同一題号の新開を発行する各発行本社若しくは各新聞社の発行する同一題号の新開ごとに、一の新聞社が発行区域を異にする題号の異なる同種類の新聞を発行している場合には当該新聞社の発行する新聞のうち同一の新聞と認められるものとして総務大臣の指定するものについては当該新聞に通じて又は当該新聞ごと

8 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、第三項の規定による新開広告は、当該選挙の選挙区の区域内において行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙において、第一項又は第二項及び第六項の規定により新開広告を掲載することができる紙面(以下「衆議院小選挙区の紙面」という。)に掲載するものとする。ただし、当該掲載しようとする新聞紙に、主として当該選挙区の全部又は一部の区域に関する記事を掲載する紙面(衆議院小選挙区の紙面を除く。以下「広域紙面」という。)の設けがある場合その他これに類する場合においては、この限りでない。

9 衆議院比例代表選出議員の選挙において、前項に規定する衆議院小選挙区の紙面又は広域紙面を二以上通じて利用することにより得られる区域(以下「紙面組合せ区域」という。)が、当該衆議院比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域に包含される場合又は等しくなる場合その他これに類する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該紙面組合せ区域に係る各紙面を通じて第三項の規定による新開広告をすることができる。

10 衆議院議員の選挙においては、第二項の規定による新開広告にあっては当該都道府県における衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する広告である旨、第三項の規定による新開広告にあっては当該選挙区における衆議院比例代表選出議員の選挙に関する広告である旨を記載しななければならない。

11 第七項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。

第二十條 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の候補者は、法第四十九条第一項又は第四項の規定による新開広告をしようとするときは、当該都道府県の選挙管理委員会の交付する新開広告掲載証明書(以下「新開社等」という。)に提出して新開広告の掲載の申込みをしなければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、法第四十九条第一項の規定による新開広告をしようとするときは、当該都道府県の選挙管理委員会の交付する新開広告掲載証明書のうち必要な枚数を新開社等に提出して新開広告の掲載の申込みをしなければならない。

3 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、法第四十九条第二項の規定による新開広告をしようとするときは、当該選挙の選挙長の交付する新開広告掲載証明書のうち必要な枚数を新開社等に提出して新開広告の掲載の申込みをしなければならない。

4 前三項の規定により、新開広告の申込みを受けた新聞社等は、当該申込みについて承諾したときは、直ちに、新開広告掲載承諾通知書を当該選挙の選挙長(第二項の規定による申込みを受けた場合においては、当該都道府県の選挙管理委員会)に提出しなければならない。

5 前二項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第三項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「第四十九条第二項」とあるのは「第四十九条第三項」と読み替えるものとする。

6 第一項から第三項(前項において準用する場合を含む。)までの規定による新開広告掲載証明書は別記第二十九号様式に準じて調製し、第

四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による新開広告掲載承諾通知書は別記第二十九号様式の二に準じて作成しなければならない。(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報)

第二十一條 衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第六十九条第三項後段に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

- 一 一人から九人まで 一ページの四分の一
  - 二 十人から十八人まで 一ページの二分の一
  - 三 十九人から二十七人まで 一ページの四分の三
  - 四 二十八人 一ページ
- 2 参議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第六十九条第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。
- 一 一人から八人まで 一ページの四分の一
  - 二 九人から十六人まで 一ページの二分の一
  - 三 十七人から二十四人まで 一ページの四分の三
  - 四 二十五人 一ページ

第二十一條の二 市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の三第九項の規定による届出のあつた参議院名簿登載者の氏名(当該届出のあつた参議院名簿登載者が同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が当該届出に係る文書に記載されている者)である場合にあつては、当該参議院名簿登載者及び当該届出の際に法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位)の揭示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。



(期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の揭示の方法)

第二十一条の三 法第七十五条第六項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあった公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党的名称)の揭示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

2 法第七十五条第八項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出のあった公職の候補者の氏名及び党派別の揭示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

3 前二項の揭示は、現にされている揭示の最後に掲載されている公職の候補者の次に加えることによりしなければならない。この場合において、法第八十六条第八項若しくは法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項又は法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項若しくは第八項の規定による届出のあった公職の候補者が二人以上あるときは、これらの公職の候補者に係る揭示の掲載の順序は、これらの規定による届出があつた順序によるものとする。

第四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附  
(会計帳簿の種類及び様式)  
第二十二條 法第八十五条の規定による会計帳簿は、その種類を左の通りとし、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。

一 収入簿  
二 支出簿  
(報告書の様式)  
第二十三條 法第八十九条第一項の報告書は、別記第三十一号様式に準じて作成しなければならない。

2 法第八十九条第一項に規定する法第八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面は、別記第

三十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

3 法第八十九条第一項に規定する支出の目的を記載した書面(以下この条において「支出目的書」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。  
一 次号に掲げる場合以外の場合。別記第三十一号様式の三に準じて作成した文書。  
二 法第八十九条第一項に規定する振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの(以下この条において「振込明細書」という。)に支出の目的が記載されている場合(出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。)  
三 当該振込明細書の写し(要旨の公表の様式)

4 法第八十九条第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。  
第二十四條 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第九十二条第一項及び第二項の規定によつて公表する場合は、別記第三十二号様式に準じてしなければならない。  
第二十五條から第二十九条まで 削除

第二十九條の二 令第二百二十九条第九項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。  
第四章の二 推薦団体の選挙運動の特例  
(推薦団体確認申請書の様式)  
第二十九條の三 令第二百二十九条の二の規定による申請書は、別記第三十二号様式の三に準じて作成しなければならない。

(推薦団体の推薦候補者とされることの同意書)  
第二十九條の四 法第二百二条の四第二項の規定による同意書は、別記第三十二号様式の四に準じて作成しなければならない。  
(ポスターの掲示箇所)  
第二十九條の五 法第二百二条の四第九項において準用する第四百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

第五章 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動  
(申請書の様式)  
第三十條 令第二百二十九条の四の規定による申請書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。

(政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書)  
第三十一條 法第二百二条の九第三項の規定による同意書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。

(政談演説会開催申出書の様式)  
第三十一條の二 令第二百二十九条の五第一項の規定による届出書は、別記第三十五号様式に準じて作成しなければならない。  
(ポスター並びに立札及び看板の掲示箇所)  
第三十一條の三 法第二百二条の十一第六項において準用する法第四百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

2 法第二百二条の十一第六項において準用する法第四百四十五条第一項ただし書の規定により立札及び看板の類を掲示することのできるものは、法第十四章の三の規定による政談演説会の開催当日における当該政談演説会の会場内及び会場前並びに公園、広場、緑地及び道路とする。

第六章 補則  
(常時啓発事業委託費の目的外使用の禁止)  
第三十二條 令第三百三十四条第一項の規定によつて交付する常時啓発事業委託費(以下「委託費」という。)は、その目的外に使用してはならない。  
(委託費に関する帳簿の整備等)  
第三十三條 委託費の交付を受けたものは、帳簿を備え、委託を受けた選挙に関する常時啓発事業について、その収入額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備保管して、使途を明らかにしておかなければならない。

2 委託費の交付を受けたものは、精算の結果委託費に剰余を生じたときは、すみやかに、その剰余額を国庫に返納しなければならない。  
(選挙に関する常時啓発事業の実施に関する細目)  
第三十四條 総務大臣又は中央選挙管理会が令第三百三十三条の規定によつて委託すべき選挙に関する常時啓発事業の要目、委託費の交付に関する手続その他選挙に関する常時啓発事業の実施に関し必要な事項は、総務大臣又は中央選挙管理会が定める。

附則抄

1 この府令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

3 別記様式中投票用紙及び投票用封筒の候補者の氏名を記載する欄を表示する左書きの候補者氏名の記載は、当分の間、右書きとしてもさしつかえない。  
附則 (昭和二十六年三月一九日総理府令第九号) 抄  
1 この府令は、昭和二十六年三月二十日から施行する。  
附則 (昭和二十七年八月一六日総理府令第五六号) 抄  
1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。  
附則 (昭和二十八年八月七日総理府令第四〇号)  
この府令は、昭和二十八年九月一日以後において、選挙の期日が公示され、又は告示される選挙から施行する。  
附則 (昭和二十八年二月二五日総理府令第八五号)  
この府令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和二十九年二月八日総理府令第八四号) 抄  
1 この府令は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び別記第二十六号様式並びに第二十七号様式その二に係る改正部分は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。  
附則 (昭和三十一年一月三十一日総理府令第四号) 抄  
1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び別記第二十六号様式並びに第二十七号様式その二に係る改正部分は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。

1 この府令は、昭和三十年十一月一日から施行する。ただし、第三条の二及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和三十一年三月一五日総理府令第九号) 抄  
1 この府令は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八号)の施行の日から施行する。

附則抄

附 則 (昭和三十一年六月六日総理府令第四九号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年二月二十八日総理府令第九二二号) 抄  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二〇日総理府令第一九号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年七月二九日総理府令第四三号) 抄  
この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定は、昭和三十三年八月一日から施行する。  
附 則 (昭和三十三年四月二二日総理府令第二九号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月二四日総理府令第一〇号) 抄  
この府令は、昭和三十三年三月二十九日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和三十三年七月一日自治省令第三号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年五月一〇日自治省令第一四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

附 則 (昭和三十三年八月一〇日自治省令第一六号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年二月二七日自治省令第二六号) 抄  
この省令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

1 この省令は、昭和三十三年一月一日から施行する。  
附 則 (昭和三十三年一月二四日自治省令第一号)  
この省令は、昭和三十三年二月十日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月一日自治省令第一二号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年八月一日自治省令第二二二号) 抄  
この省令は、昭和三十三年八月一日から施行する。

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日から起算して三箇月を経過した日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。  
附 則 (昭和三十三年一月〇月三〇日自治省令第三〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年八月二五日自治省令第二四号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定、第四条の二を第四条の三とする改正規定、第四条の三を第四条の四とする改正規定及び別記第四号様式の二の改正規定は昭和三十三年十月一日から、目次、第五条第二項、第八条の二及び第十条の改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定、第十七条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定、別記第四号様式の改正規定、別記第九号様式の二の次に一様式を加える改正規定、別記第十一号様式(令第五十九条第三項の規定に基づいて交付する場合に限る。)の改正規定、別記第十三号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第二十五号様式の改正規定は昭和三十三年十二月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則(補充選挙人名簿の登録の申出及び指定船舶に乗船中の船員の不在者投票の特例に係る部分を除く。)の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十三年十月十日から適用する。  
附 則 (昭和三十三年二月一日自治省令第三二二号) 抄  
この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十一年四月一日自治省令第一〇号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定(第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条及び別表第一の改正規定を除く。)は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和四十一年五月一日から適用する。  
附 則 (昭和四十一年四月三〇日自治省令第一三三号) 抄  
この省令は、昭和四十一年五月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定(第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条及び別表第一の改正規定を除く。)は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和四十一年五月一日から適用する。

附 則 (昭和四十一年一月一日自治省令第一九号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年一月一日自治省令第二四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和四十一年三月二七日自治省令第六号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年五月二二日自治省令第一四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年五月二六日自治省令第一四四号)  
この省令は、昭和四十一年七月二十日から施行する。

附 則 (昭和四十一年八月二五日自治省令第二六号)  
この省令は、昭和四十一年九月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年一月二三日自治省令第一号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
(適用区分)

2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年五月二二日自治省令第一九号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年五月二二日自治省令第一六号)  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年五月二二日自治省令第四五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年九月二七日自治省令第二〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年五月二四日自治省令第一三三号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記第三十一号様式、別記第三十二号様式、別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十一年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年七月五日自治省令第一六号)  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 改正後の別記第三十二号様式の二は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年五月二四日自治省令第三号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年四月二四日自治省令第二号)

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の七の次に一条を加える改正規定及び別記第二十八号様式の八の次に一様式を加える改正規定は、昭和五十六年五月十八日から施行する。

附則 (昭和五七年九月二七日自治省令第二号)

- この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五八年三月一日自治省令第七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日が公示され又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。
- 3 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この省令による改正前の公職選挙法施行規則の規定は、なおその効力を有する。
- 4 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙について前項の規定によりなお効力を有することとされるこの省令による改正前の公職選挙法施行規則の規定を適用する場合においては、同規則第二条中「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）」とあるのは「公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法(以下「法」という。）」と、同規則第三条第一項中「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」と

- いう。）」とあるのは「公職選挙法施行令等の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第十六号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前の公職選挙法施行令(以下「令」という。）」とする。
- 5 施行日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙についてこの省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第二十三号様式の六その二の規定を適用する場合においては、同様式の備考中「選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「全国選出議員の選挙若しくは地方選出議員の選挙」とする。

附則 (昭和五八年四月二六日自治省令第五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法施行規則別記第二十八号様式の七及び第二十八号様式の九その二の規定は、この省令の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用する。
- 3 この省令の施行の日から公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。)についての公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十八年自治省令第七号)附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の公職選挙法施行規則別記第二十八号様式の六及び第二十八号様式の八その二の規定の適用については、同規則別記第二十八号様式の六備考四及び第二十八号様式の八その二の(別紙)の備考一中「3円」とあるのは「4円」と、「150,000円」とあるのは「200,000円」と、「2円」とあるのは「2円67銭」とする。
- 4 この省令の施行の前日にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年三月三一日自治省令第五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の前日にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年三月三日自治省令第三号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙(昭和五十八年六月三日にその期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用する。
- 3 昭和五十八年六月三日前にその期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙(施行日前に告示された選挙を除く。)について公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十八年自治省令第七号)附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の公職選挙法施行規則(以下「昭和五十八年改正前の規則」という。)の規定を適用する場合は、昭和三十九年改正前の規則第七條第一項及び第二項並びに別記第九号様式の二及び第十一号様式の規定に定める事項については、これらの規定にかかわらず、当該事項については、定めらるる新規則第七條第一項及び第二項並びに別記第九号様式の二及び第十一号様式の規定の例による。この場合において、新規則別記第十一号様式の備考二中「備考四及び五」とあるのは「備考三及び四」と、「備考四に」とあるのは「備考二に」とする。
- 4 施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成元年四月一四日自治省令第一六号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日自治省令第二七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成四年四月一日自治省令第一〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法施行規則の規定(別表第二千葉県の項の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月一六日自治省令第三一号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成六年一月二五日自治省令第四一号) 抄

- 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則(以下「新規則」という。)の規定(新規則第十二條の九の規定を除く。)は、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の総選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙又は当該総選挙のすべての当選人について公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第百一条第二項又は第百一条第二項の規定による告示がされる日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について、新規則別記第十六号様式の三、第十七号様



れる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

5 新規別記第三十二号様式の二の規定は、附則第一項ただし書に規定する日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年九月一四日自治省令第四号）抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十二年二月二七日自治省令第五十六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の九その二に準じて調製された投票送信用紙は、施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の投票送信用紙として交付されたものに限り、第一条の規定による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の九その三に準じて調製された投票送信用紙とみなす。

附則（平成二十三年六月六日総務省令第八三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年三月三〇日総務省令第四一〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令中、第二条の規定は、平成十四年三月三十一日から、その他の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

附則（平成二十五年一月六日総務省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二十五年二月三日総務省令第二八号）抄

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。  
附則（平成二十五年三月二八日総務省令第五五号）抄

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
2 この省令施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定によつて調製した選挙人名簿、選挙人名簿の抄本、郵便投票証明書交付申請書、郵便投票証明書、郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書及び郵便による不在者投票における投票用封筒並びに在外選挙人名簿、在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書、在外選挙人証、在外選挙人証記載事項変更届出書、在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書、在外投票用封筒及び在外投票用の投票用紙等請求書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第一号様式、別記第二号様式、別記第十三号様式の四、別記第十三号様式の五、別記第十三号様式の六及び別記第十三号様式の七並びに在外選挙執行規則別記第一号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附則（平成二十五年七月二四日総務省令第一〇〇号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中公職選挙法施行規則第十条の六第二項の改正規定及び同規則第十七条の二の改正規定 公布の日  
二 第一条中公職選挙法施行規則別記第四号様式の三の改正規定 平成十五年八月二十五日

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第四号様式の三の規定を除く。）及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後

その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。  
附則（平成二十五年一月一日総務省令第一三一号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定（同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月二五日総務省令第一四四号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第七十七号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の六及び第十三号様式の七の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年四月二日総務省令第八二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年三月二八日総務省令第四三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年五月二三日総務省令第八五号）抄

1 この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十号様式の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年九月二九日総務省令第一一七号）抄

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。  
附則（平成二十八年十月二七日総務省令第一二二号）抄

1 この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。  
2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新公職選挙法施行規則」という。）の規定（新公職選挙法施行規則第三条の二から第三条の五まで、第十条の七から第十条の九まで、第十条の十一、第十七条の二の二、別記第四号様式の二、第十三号様式の八から第十三号様式の十二まで、第十三号様式の十五及び第十三号様式の十六並びに別表第一から第三までの規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際、第一条による改正前の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八の規定によつて作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書並びに第十三号様式の九の規定によつて調製した投票送信用紙がある場合には、新公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八及び第十三号様式の九にかかわらず、これらの請求書等を使用することを妨げない。

附則（平成二十八年十一月二二日総務省令第一四九号）抄

1 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の前日までにその期日を公

示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一九年二月二三日総務省令第一四号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定及び附則第四項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票については適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年三月一九日総務省令第二六号）

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙については適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年一〇月三日総務省令第一一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二二年四月一日総務省令第四一四号）

1 この省令は、平成二二年四月一日から施行する。  
2 この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二三年六月二九日総務省令第五八号）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六十五号）の施行の日（平成二三年六月三十日）から施行する。

附則（平成二四年四月九日総務省令第四一四号）抄

1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。  
3 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年二月二七日総務省令第八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、平成二五年五月二十六日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二六年七月一日総務省令第五六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、平成二七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条、第十四条の二の四、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定に限る。）並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定公布の日

附則（平成二七年一〇月三〇日総務省令第九二号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二七年法律第六十号）の施行の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二八年四月八日総務省令第四八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙については適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二八年五月二日総務省令第五六号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第三十二号様式の二の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査については適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成二九年四月七日総務省令第三三三号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九十三号）の施行の日（平成二九年四月十日）から施行する。  
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則第十条の六第二項から第四項まで、第十条の七、第十条の七の二、第十条の九、第十条の十及び第十七条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則別記第四号様式の規定により作成した選挙人名簿登録証明書交付申請書、第四号様式の二の規定により調製した選挙人名簿登録証明書、第十三号様式の八の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第十三号様式の九の規定により調製した投票送信用紙並びに第十三号様式の十五の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第四号様式、第四号様式の二、第十三号様式の八、第十三号様式の九及び第十三号様式の十五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。

附則（平成二九年五月三十一日総務省令第四一四号）

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日（以下「施行日以前である選挙人名簿の縦覧に係る縦覧」という。）が施行日以前である選挙人名簿の縦覧に係る縦覧については、なお従前の例による。

4 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の縦覧に係る縦覧については、なお従前の例による。

**附則（平成三〇年五月二三日総務省令第二十九号）抄**

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十二号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

**附則（平成三〇年一月二四日総務省令第五十九号）**

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式の七及び別記第十三号様式の七の三の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

**附則（平成三〇年一月二二日総務省令第六十八号）**

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙から適用し、この省令の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

**附則（令和元年五月三十一日総務省令第一二二号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則（令和元年五月三十一日総務省令第一三三号）**

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この省令の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

**附則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附則（令和二年八月二二日総務省令第七六号）**

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。

**附則（令和二年九月一六日総務省令第八八号）**

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則別記第十六号様式の六、別記第十七号様式の七及び別記第十八号様式の八の改正規定については、公布の日から施行する。

**附則（令和二年一月二六日総務省令第一〇一号）**

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

**附則（令和二年一月二八日総務省令第一三二号）**

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

**附則（令和四年四月六日総務省令第三二二号）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

**附則（令和四年一月二三日総務省令第八一号）**

1 この省令は、令和五年三月一日から施行する。（施行期日）

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

**附則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）抄**

第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

**附則（令和六年六月一〇日総務省令第六二号）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

日」という。）以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。





第四号様式の二(選挙人名簿登録証明書の様式) (第三条関係)

第四号様式の二(選挙人名簿登録証明書の様式) (第三条関係)

選挙人名簿に記載されている住所  
氏名  
上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

選挙人名簿に記載されている住所	氏名	選挙人名簿に登録されている住所	氏名
何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付
何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付
何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付
何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付
何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付	何年何月何日交付

備考  
1 この証明書の有効期間は、交付の日から7年とする。  
2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第15条第1項の規定により記入する場合には、「選挙人の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第15条又は第14条の規定により記入する場合には、「選挙人の投票」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第15条第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第15条第6項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 6 令第15条第7項の規定又は令第18条第6項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
- 7 前条第3項において  
① 令第15条第3項の規定により記入する場合には、「選挙人の投票」欄に「交付」と記入するものとする。  
② 令第15条第4項において記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。  
③ 令第15条第6項において記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。  
④ 令第15条第7項において記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第四号様式の二(選挙人名簿の確認及び政治活動等の目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の様式) (第三条関係)

第四号様式の二(選挙人名簿の確認及び政治活動等の目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の様式) (第三条関係)

選挙人名簿抄本閲覧申請書(捺印の欄)

何年(区)何月(町)選挙管理委員会委員長 殿

申請者 氏名 (印) 住所

(電話番号)

下記のとおり、次に記載する者の選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する旨を求めますので、閲覧の協力をします。

氏名	登録の種別
1. 議員の名簿の欄(2)	登録の種別(氏名)
2. 選挙人の氏名(2)	申請者(氏名)
3. 選挙人の住所(2)	住所
4. 選挙人の年齢(2)	年齢
5. 選挙人の性別(2)	性別
6. 選挙人の職業(2)	職業
7. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
8. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
9. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
10. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
11. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
12. 選挙人の選挙区(2)	選挙区

備考 この様式は、第18条第1項の規定により、選挙人が、特定の選挙人名簿に登録された者であることを確認するために選挙人名簿抄本の閲覧を申請する旨の申請書の様式である。

この様式は、第18条第1項の規定により、選挙人が、特定の選挙人名簿に登録された者であることを確認するために選挙人名簿抄本の閲覧を申請する旨の申請書の様式である。

第四号様式の二(選挙人名簿の確認及び政治活動等の目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の様式) (第三条関係)

選挙人名簿抄本閲覧申請書(捺印の欄)

何年(区)何月(町)選挙管理委員会委員長 殿

申請者 氏名 (印) 住所

(電話番号)

下記のとおり、次に記載する者の選挙人名簿に登録された者であることを確認するため、選挙人名簿抄本を閲覧する旨を求めますので、閲覧の協力をします。

氏名	登録の種別
1. 議員の名簿の欄(2)	登録の種別(氏名)
2. 選挙人の氏名(2)	申請者(氏名)
3. 選挙人の住所(2)	住所
4. 選挙人の年齢(2)	年齢
5. 選挙人の性別(2)	性別
6. 選挙人の職業(2)	職業
7. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
8. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
9. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
10. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
11. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
12. 選挙人の選挙区(2)	選挙区

備考 この様式は、第18条第1項の規定により、選挙人が、特定の選挙人名簿に登録された者であることを確認するために選挙人名簿抄本の閲覧を申請する旨の申請書の様式である。

この様式は、第18条第1項の規定により、選挙人が、特定の選挙人名簿に登録された者であることを確認するために選挙人名簿抄本の閲覧を申請する旨の申請書の様式である。

第四号様式の二(選挙人名簿の確認及び政治活動等の目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の様式) (第三条関係)

選挙人名簿抄本閲覧申請書(捺印の欄)

何年(区)何月(町)選挙管理委員会委員長 殿

申請者 氏名 (印) 住所

(電話番号)

下記のとおり、次に記載する者の選挙人名簿に登録された者であることを確認するため、選挙人名簿抄本を閲覧する旨を求めますので、閲覧の協力をします。

氏名	登録の種別
1. 議員の名簿の欄(2)	登録の種別(氏名)
2. 選挙人の氏名(2)	申請者(氏名)
3. 選挙人の住所(2)	住所
4. 選挙人の年齢(2)	年齢
5. 選挙人の性別(2)	性別
6. 選挙人の職業(2)	職業
7. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
8. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
9. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
10. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
11. 選挙人の選挙区(2)	選挙区
12. 選挙人の選挙区(2)	選挙区

備考 この様式は、第18条第1項の規定により、選挙人が、特定の選挙人名簿に登録された者であることを確認するために選挙人名簿抄本の閲覧を申請する旨の申請書の様式である。

この様式は、第18条第1項の規定により、選挙人が、特定の選挙人名簿に登録された者であることを確認するために選挙人名簿抄本の閲覧を申請する旨の申請書の様式である。

その他

外国人に関する申請書

年 月 日

例市(区)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者  
教育その他の政治団体の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所所在地  
(電話番号)

閲覧事項を下記の記入に当たり取り要する必要があるため、当該条の欄の程度に基づき、下記のとおり申し上げます。

1. 法人の名称	
2. 法人の代表者の氏名	
3. 法人の住所(事務所)所在地	
4. 法人に閲覧事項を求め取り得る事由(その必要性等について具体的に記載すること。)	
5. 当該法人閲覧事項の取扱いの趣旨	(当該条の趣旨の範囲、方法等について具体的に記載すること。)
6. 法人における閲覧事項の管理の方法	
7. 閲覧者に関する事項	(当該条の趣旨の範囲において請求する閲覧事項の取扱いの趣旨、当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。)

第四号様式の二の三(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申請書の様式)(第三條の三關係)

第四号様式の二の三(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申請書の様式)(第三條の三關係)の二

外国人に関する申請書(調査研究)

年 月 日

例市(区)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所

(電話番号)

下記の通り、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿本を閲覧する必要があるため、閲覧の申請をいたします。

1. 目的の概要	政治、選挙に関する調査研究、調査研究、申請書
2. 閲覧者の氏名及び住所	申出者(政治又は選挙に関する調査研究を目的とする者)の氏名、住所(調査研究の目的を達成するために必要とする場合)
3. 閲覧事項の管理の方法	(管理記録)閲覧事項の名称、方法等について具体的に記載すること。
4. 閲覧事項の取扱いの趣旨	(当該条の趣旨の範囲、方法等について具体的に記載すること。)
5. 調査研究の取扱いの趣旨及び氏名	(当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。)
6. 調査研究に関する事項	閲覧者が申請する事項(当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。)
7. 法人閲覧事項の取扱いの趣旨	(当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。)
8. 申請者の氏名及び住所	(当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。)
9. 備考	(当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。)

この申請書は、当該条の趣旨の範囲に基づき、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿本を閲覧する必要があるため、当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。

その他

外国人に関する申請書

年 月 日

例市(区)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所

(電話番号)

閲覧事項を申請者及び閲覧者の両方に求め取り要する必要があるため、当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。

氏 名	姓 名

第四号様式の三(令第三十四条の二第一項の証明書の様式)(第四條關係)

第四号様式の三(令第三十四条の二第一項の証明書の様式)(第四條關係)の二

外国人に関する申請書

年 月 日

例市(区)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所

(電話番号)

閲覧事項を申請者及び閲覧者の両方に求め取り要する必要があるため、当該条の趣旨の範囲に於ける当該条の趣旨の取扱いの趣旨等について具体的に記載すること。

氏 名	姓 名









第十三号様式(五) (郵便等投票証明書の様式) (第十条の三関係)

第十三号様式(五) (郵便等投票証明書の様式) (第十条の三関係)  
の表

郵便等投票証明書

選挙人名簿に 記載されて いる住所  氏 名  有 効 期 間 何年何月何日から 何年何月何日まで	選挙人名簿 記載の 氏 名  有 効 期 間 何年何月何日から 何年何月何日まで
上記の者は、公職選挙法の各条項に規定する選挙人に該当する者であることを証明する。	
住所(区)和 洋行連番管理 委員会承認 氏 名	住所(区)和 洋行連番管理 委員会承認 氏 名

- 備考
- この様式は、法第四十九条に規定する選挙人に係る郵便等投票証明書の様式である。記載はなるべく上質の用紙を用いなければならない。
  - 記載はなるべく上質の用紙を用いなければならない。

代選権人としての 者の氏名	住所(区)和 洋行連番管理 委員会の	代選権者の 住所(区)和 洋行連番管理 委員会の	公職選挙法 第百九十九条 第三項に規定する 選挙人の氏名	郵便等投票証明書の様式 (第十条の二関係)

- 備考
- この様式は、法第四十九条に規定する選挙人に係る郵便等投票証明書の様式である。記載はなるべく上質の用紙を用いなければならない。
  - 記載はなるべく上質の用紙を用いなければならない。
  - 公職選挙法の各条項の規定による選挙人があり、選挙に届け出られた代選権人となるべき者の氏名及び住所(区)和洋行連番管理委員会の承認を得なければならない。
  - 公職選挙法の各条項の規定に基づき記載する場合には、公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人の氏名を必ず記載しなければならない。

第十三号様式(五)の二 (法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式) (第十条の三の二関係)

第十三号様式(五)の二(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式) (第十条の三の二関係)

公職選挙法第百九十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式(第十条の二関係)

公職選挙法第百九十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式(第十条の二関係)

住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志

住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志

住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志

住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志

第十三号様式(五)の三 (法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなった旨の届出書の様式) (第十条の三の二関係)

第十三号様式(五)の三(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなった旨の届出書の様式) (第十条の三の二関係)

公職選挙法第百九十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなった旨の届出書の様式(第十条の二関係)

公職選挙法第百九十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなった旨の届出書の様式(第十条の二関係)

住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志

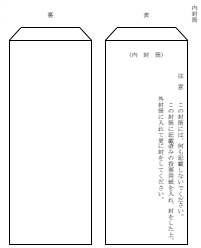
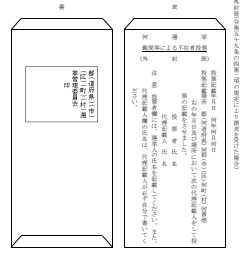
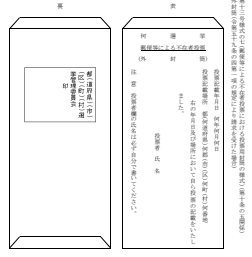
住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志

住所(区)和洋行連番管理委員会承認 氏 名 志





第十三号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）



第十三号様式の七の二（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の五の三関係）

（様式）

氏名	住所	年齢	性別	職業	選挙権行使の状況

この請求書は、特定国外派遣隊員が、選挙権を行使するために、投票用紙及び投票用封筒を請求する際に使用する様式である。

請求書には、選挙区、選挙人名簿記載の氏名、住所、年齢、性別、職業、選挙権行使の状況（投票済み、投票予定、投票しない）が記載される。

請求書は、選挙権を有する者が、投票用紙及び投票用封筒を請求する際に、選挙区、選挙人名簿記載の氏名、住所、年齢、性別、職業、選挙権行使の状況（投票済み、投票予定、投票しない）を記載して提出する。



の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式（第十条の六関係）

第十三号様式の九の二枚投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式（第十条の六関係）
【投票送信用紙】
この紙は、投票送信用紙として使用される。投票送信用紙は、投票送信用紙用封筒に入れて封筒の裏面に「投票送信用紙」として記入し、投票送信用紙用封筒の封筒口を封鎖して投票する。
【投票送信用紙用封筒】
この封筒は、投票送信用紙を封入するための封筒である。封筒の裏面に「投票送信用紙」として記入し、封筒の封鎖口を封鎖して投票する。
【請求書の様式】
この請求書は、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書である。請求書の欄には、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の枚数を記入する。
【記入の仕方】
請求書の欄には、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の枚数を記入する。記入の仕方は、請求書の欄の横線に記入する。
【注意事項】
請求書の欄には、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の枚数を記入する。記入の仕方は、請求書の欄の横線に記入する。
【投票送信用紙の枚数】
投票送信用紙の枚数は、請求書の欄の「投票送信用紙の枚数」に記入する。
【投票送信用紙用封筒の枚数】
投票送信用紙用封筒の枚数は、請求書の欄の「投票送信用紙用封筒の枚数」に記入する。

第十三号様式の九（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）

投票送信用紙の様式。上部には「投票送信用紙」として記入する欄があり、下部には「投票送信用紙」として記入する欄がある。また、請求書の欄にも記入する欄がある。

第十三号様式の九（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）

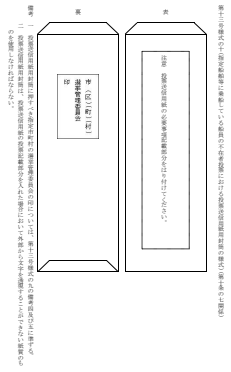
投票送信用紙の様式。上部には「投票送信用紙」として記入する欄があり、下部には「投票送信用紙」として記入する欄がある。また、請求書の欄にも記入する欄がある。

第十三号様式の九（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）

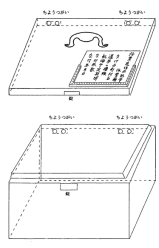
投票送信用紙の様式。上部には「投票送信用紙」として記入する欄があり、下部には「投票送信用紙」として記入する欄がある。また、請求書の欄にも記入する欄がある。



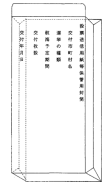
第十三号様式の十（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の七関係）



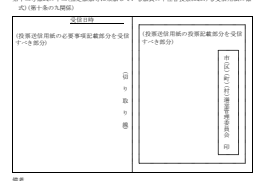
第十三号様式の十一（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の八関係）



第十三号様式の十二（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の八関係）



第十三号様式の十三（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第十条の九関係）

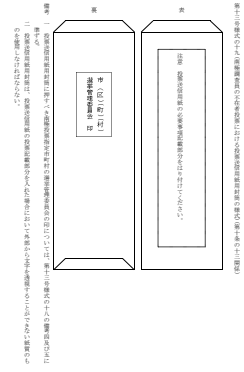


- 備考
- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票票部分及び必要事項記載部分をそのまゝの大きさで受取できるものでなければならない。
  - 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票票部分を除いた部分を封筒外部から見ることができなければならない（投票票部分と必要事項記載部分との区別がなければならない）。
  - 3 投票送信用紙の投票票部分を受取すべき部分は、投票送信用紙の投票票部分と同様の記載内容が記載されているものではない。
  - 4 投票送信用紙の投票票部分を受取すべき部分には、投票送信用紙の候補者氏名を記載する欄、或はその他の記載内容の存在なし、（投票送信用紙の投票票部分に記載されている記載内容が記載されている）に投票送信用紙の投票票部分を受取すべき部分から異なるように、指定船舶村の選挙管理委員会のみから印刷して送らなければならない。
  - 5 受信用紙に付する指定船舶村の選挙管理委員会の印は、指定船舶村の選挙管理委員会が定めるものとする。指定船舶村の印を付して送らなければならない。
  - 6 受信用紙の受取は、指定船舶村の選挙管理委員会が定めるものとする。指定船舶村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、受信用紙に付する指定船舶村の選挙管理委員会の印を捺印しなければならない。

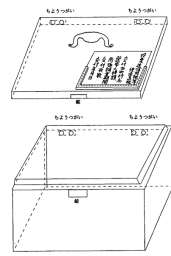




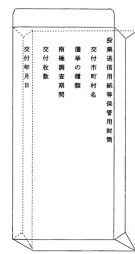
第十三号様式の十九（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の十三関係）



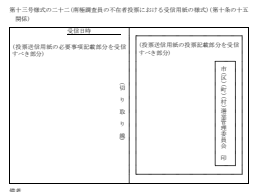
第十三号様式の二十（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の十四関係）



第十三号様式の二十一（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の十四関係）



第十三号様式の二十二（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第十条の十五関係）



1. 受信用紙は、投票送信用紙の投票記録部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものではないなければならない。
2. 受信用紙は、投票送信用紙の投票記録部分を受付した部分と投票用紙から見たことができないように裏向きにしなければならない。
3. 投票送信用紙の必要事項記載部分を受付する部分には、通票用紙に記されている投票用紙と同様の投票記録欄を設けるものではないなければならない。
4. 投票送信用紙の必要事項記載部分を受付する部分には、投票送信用紙の候補者名を記載する欄、投票その他事項の欄を設け、かつ候補者名欄に投票用紙と裏向きに候補者名を記載する欄を設けるものではないなければならない。また、投票送信用紙の必要事項記載部分を受付する部分に、投票送信用紙の候補者名を記載する欄を設けるものではないなければならない。
5. 受信用紙に押すべき南極投票決定用紙の選挙管理委員の印は、南極投票決定用紙の選挙管理委員が定めるところにより、南極投票決定用紙の印をもつてこれに代えてもよい。
6. 不正行為を防止することができる方法で受信用紙を封鎖することができる認められなければならない。南極投票決定用紙の選挙管理委員は、その定めるところにより、受信用紙に押すべき南極投票決定用紙の選挙管理委員の印を捺込み式としても差し支えない。







第十六号様式の四（候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十七号様式に添付する選挙区選挙人名簿記載の候補者及び選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）の用紙（白紙）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

第十六号様式の五（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式）（第十二条関係）

第十七号様式に添付する選挙区選挙人名簿記載の候補者及び選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の同意書（様式）の用紙（白紙）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の同意書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の同意書（様式）

第十六号様式の六（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十七号様式に添付する選挙区選挙人名簿記載の候補者及び選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）の用紙（白紙）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

第十六号様式の七（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条関係）

第十七号様式に添付する選挙区選挙人名簿記載の候補者及び選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）の用紙（白紙）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）
選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）
選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）
選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）	選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）

選挙区選挙人名簿記載の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式）



第十六号様式の十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体の証明書の様式）（第十二条関係）

この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体の証明書の様式として用いられる。
（関係する法律）
（関係する政令）
（関係する省令）

第十六号様式の十二（候補者の推薦届出の承諾書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

この様式は、候補者の推薦届出の承諾書の様式として用いられる。
（関係する法律）
（関係する政令）
（関係する省令）

第十六号様式の十三（選挙人名簿登録証明書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

この様式は、選挙人名簿登録証明書の様式として用いられる。
（関係する法律）
（関係する政令）
（関係する省令）

第十六号様式の十四（候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条関係）

この様式は、候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出書の様式として用いられる。
（関係する法律）
（関係する政令）
（関係する省令）

第十六号様式の十五（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条関係）

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

第十六号様式の十六（候補者の届出の取下げの届出書の様式）（第十二条関係）

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

第十六号様式の十七（候補者辞退届出書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

第十六号様式の十八（政党その他の政治団体の届出に係る候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の二関係）

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

（関係する法律）  
 公職選挙法  
 選挙区別定数表  
 選挙区別立候補者数表  
 選挙区別立候補者数表

第十六号様式の十九（政党その他の政治団体の届出に係る通称認定申請の候補者の承諾書の様式）  
（第十二条の二関係）

申請人： 氏名  性別  年齢  職業  住所   
 所属政党：   
 承諾書：  承諾する。承諾する場合は、承諾する候補者の氏名、年齢、性別、職業、住所を記入し、承諾する旨を記述する。  
 承諾しない：  承諾しない。承諾しない場合は、承諾しない候補者の氏名、年齢、性別、職業、住所を記入し、承諾しない旨を記述する。

第十六号様式の二十（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の通称認定申請書の様式）  
（第十二条の二関係）

申請人： 氏名  性別  年齢  職業  住所   
 所属政党：   
 承諾書：  承諾する。承諾する場合は、承諾する候補者の氏名、年齢、性別、職業、住所を記入し、承諾する旨を記述する。  
 承諾しない：  承諾しない。承諾しない場合は、承諾しない候補者の氏名、年齢、性別、職業、住所を記入し、承諾しない旨を記述する。

第十六号様式の二十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における通称認定書の様式）  
（第十二条の二関係）

申請人： 氏名  性別  年齢  職業  住所   
 所属政党：   
 承諾書：  承諾する。承諾する場合は、承諾する候補者の氏名、年齢、性別、職業、住所を記入し、承諾する旨を記述する。  
 承諾しない：  承諾しない。承諾しない場合は、承諾しない候補者の氏名、年齢、性別、職業、住所を記入し、承諾しない旨を記述する。

第十七号様式（衆議院名簿の様式）  
（第十二条の三関係）

第十七号様式（衆議院名簿の様式）  
（第十二条の三関係）

氏名	性別		年齢		職業	住所
	男	女	歳	月		
山田 太郎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	45	03	会社員	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
鈴木 花子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32	07	主婦	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
田中 一郎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	58	12	会社員	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

以上のとおり届出書等を添えて衆議院名簿を作成します。

届出書作成後  
 届出者  
 申請書  
 住所  
 氏名

関係者  
 氏名  
 住所

届出書  
 1. 申請書の内容及び届出された届出書の氏名、年齢、性別、職業、住所を記載し、承諾する旨を記述する。  
 2. 届出書の内容及び届出された届出書の氏名、年齢、性別、職業、住所を記載し、承諾しない旨を記述する。  
 3. 届出書の内容及び届出された届出書の氏名、年齢、性別、職業、住所を記載し、承諾しない旨を記述する。ただし、届出書の内容及び届出された届出書の氏名、年齢、性別、職業、住所を記載し、承諾しない旨を記述する場合は、承諾しない理由を記述する。





第十七号様式の五（衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の五（衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

宣誓書

本宣誓（確認目的）は、候補者自身が執行の投票区の投票登記において、重複して衆議院名簿を届け出していないことを誓います。

候補者氏名

氏名  
住所  
代表者 氏 名

第十七号様式の六（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることへの同意書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の六（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることへの同意書の様式）（第十二条の三関係）

候補者となることへの同意書

候補者自身が執行の投票区において、同政党（確認目的）の衆議院名簿に登録され、候補者となることに同意します。

候補者氏名

氏 名

代表者 氏 名

第十七号様式の七（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の七（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

宣誓書

私は、公職選挙法第94条の4（選挙区のない者等の公職選挙法第91条又は第92条に規定する選挙区等の禁止）に基づき、選挙区のない者等として執行の投票区の投票登記において候補者となることができない旨を誓います。

候補者氏名

氏 名

第十七号様式の八（衆議院名簿登録者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の八（衆議院名簿登録者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿登録者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

候補者自身が執行の投票区における衆議院名簿登録者の選定手続及び宣誓書（以下「本宣誓」といいます）は、下記のとおりです。

候補者氏名

氏 名

住所

代表者 氏 名

衆議院名簿登録者	氏 名	住所
衆議院名簿登録者	氏 名	住所
衆議院名簿登録者	氏 名	住所

候補者自身が執行の投票区における衆議院名簿登録者の選定手続、上記の選定手続及び宣誓書に基づき、候補者自身が執行の投票区において選定されたことを誓います。

候補者氏名

氏 名

代表者 氏 名

第十七号様式の九（衆議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の九（衆議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿登載者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称	（以下省略）	一 地区別 選挙区	（以下省略）
選挙区別及び選挙区番号		選挙区別及び選挙区番号	
氏名		氏名	
住所		住所	
本票として提出された選挙区別及び選挙区番号は、衆議院名簿登載者としての届出となります。			
備考 1. 政党その他の政治団体の名称は、衆議院名簿登載者の届出書 2. 補充届出に係る衆議院名簿登載者の届出書として提出 3. 補充届出に係る衆議院名簿登載者の届出書として提出 4. 衆議院名簿登載者の氏名を記載した文書及び宣誓書 5. 補充届出に係る衆議院名簿登載者の届出書として提出			

上記のとおり関係書類を添付して衆議院名簿登載者の補充届出をします。

関係書類目録

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

関係書類 氏 名 添付

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する届出書については委託状の提示又は提出及び有識者の本人確認書類の提示又は提出を行うこととし、政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書以外の届出書の提示又は提出は行わない。

第十七号様式の十（衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十（衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

関係書類 氏 名 添付

備考 1. 「届出書目録」欄には、届出、備考、その他の事項を併記しなければならない。  
2. 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する届出書については委託状の提示又は提出及び有識者の本人確認書類の提示又は提出を行うこととし、政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書以外の届出書の提示又は提出は行わない。

第十七号様式の十一（衆議院名簿登載者の除名の届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十一（衆議院名簿登載者の除名の届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿登載者の除名の届出書

本票として提出された選挙区別及び選挙区番号は、下記の衆議院名簿登載者に対するものであることとします。

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

関係書類 氏 名 添付

備考 1. 「届出書目録」欄には、届出、備考、その他の事項を併記しなければならない。  
2. 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する届出書については委託状の提示又は提出及び有識者の本人確認書類の提示又は提出を行うこととし、政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書以外の届出書の提示又は提出は行わない。

第十七号様式の十二（衆議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十二（衆議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の三関係）

衆議院名簿取下げ届出書

政党その他の政治団体の名称	（以下省略）	一 地区別 選挙区	（以下省略）
氏名		氏名	
住所		住所	

上記のとおり関係書類を添付して衆議院名簿の取下げ届出をします。

関係書類目録

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

関係書類 氏 名 添付

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書については本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する届出書については委託状の提示又は提出及び有識者の本人確認書類の提示又は提出を行うこととし、政党その他の政治団体の代表者本人が提出する届出書以外の届出書の提示又は提出は行わない。

第十七号様式の十三（衆議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の三関係）

第十七号様式の十三（衆議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の三関係）

証 明 書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において何議院名簿の下げ届出書の取下げの事由に就き証明します。

何議院名簿は

政支その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

第十七号様式の十四（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式）（第十二条の四関係）

第十七号様式の十四（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式）（第十二条の四関係）

通 称 認 定 申 請 書

通称を認定し申請する何議院名簿代表者の氏名等

氏 名	氏 名

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第何条の何項の何項の規定により、上記の通称を認称として認定せられなく申請します。

何議院名簿は

政支その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

何選挙区 氏 名 まで

備考 この申請書を作成するときは、選挙区何議院名簿に就き当該何議院名簿の代表者たるものとして既に通称していることを証するに足りる資料を提出しなければならない。

第十七号様式の十五（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の四関係）

第十七号様式の十五（衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の四関係）

認 定 書

何年何月何日公職選挙法施行令第何条の何項の規定により申請があつた通称のことはつては、下記の通称は認称として認定する。

何議院名簿は

何選挙区 氏 名 まで

証 明

通称を認定した何議院名簿代表者の氏名等

氏 名	氏 名

第十八号様式（参議院名簿の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式（参議院名簿の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿の上記事項を証明する

氏 名	氏 名

何議院名簿は

政支その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

何選挙区 氏 名 まで

備考

1. 本議院名簿の記載は、何議院名簿の記載に準じて、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。

2. 何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。

3. 何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。

4. 何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。このうち、何議院名簿の上記事項を証明するに足りる資料を提出するものとする。





第十八号様式の九（参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の九（参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の選定手続については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の選定手続については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の選定手続については、下記のとおりです。

第十八号様式の十（参議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十（参議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿登載者の補充届出書

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の補充届出書については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の補充届出書については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の補充届出書については、下記のとおりです。

第十八号様式の十一（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十一（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書については、下記のとおりです。

第十八号様式の十二（参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十二（参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書については、下記のとおりです。

何れ何れ日執行

何れ何れ日執行の何種に於ける参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書については、下記のとおりです。

第十八号様式の十三（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつたその他の事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十三（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつたその他の事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

証 明 書

何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿届出政党等に属する者でなくなつたその他の事由は、何年何月何日執行の何選挙において行はれた。何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿届出政党等から選挙の事由は、何年何月何日なされたことを証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

証  
(参議院名簿届出政党等の氏名)

第十八号様式の十四（参議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十四（参議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿取下げ届出書

政党その他の政治団体の名称	(よみがな)	(よみがな)	(よみがな)
取 下 げ の 事 由	取 下 げ の 事 由	取 下 げ の 事 由	取 下 げ の 事 由

上記のとおり何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿の取下げ届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

何選挙 氏 名 おて  
備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人選挙権の喪失又は選挙権を、その代表者本人が届け出る場合にあっては選挙権の喪失又は選挙権の喪失が選挙権を喪失するものであることを、ただし、政党その他の政治団体の代表者本人が選挙権を喪失する場合はこの限りではない。

第十八号様式の十五（参議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十五（参議院名簿取下げの事由を証する文書の様式）（第十二条の五関係）

証 明 書

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿の取下げ届出書の取下げの事由を証しします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

第十八号様式の十六（参議院比例代表選挙の届出書の様式）（第十二条の六関係）

第十八号様式の十六（参議院比例代表選挙の届出書の様式）（第十二条の六関係）

通 称 認 定 申 請 書

通称		通称	
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

何年何月何日執行の何選挙において、当該選挙区に選挙権を行使する者として届け出る候補者の氏名は、上記のとおりであることと、当該選挙区に選挙権を行使する者として届け出る候補者の氏名は、上記のとおりであることを証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

何選挙 氏 名 おて

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該選挙区に届け出られた参議院名簿届出政党の氏名に於けるものとして広く通用していることを証明するに足る資料を提出しなければならない。







第十九号様式の四(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における所属党派証明書の様式)(第十二条の七関係)

Form with fields for name, residence, party name, and other personal details. Includes a note at the bottom about the date of issuance.

第十九号様式の五(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の通称認定申請書の様式)(第十二条の八関係)

Form with fields for candidate name, residence, party name, and other details for a common name application.

第十九号様式の六(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における通称認定書の様式)(第十二条の八関係)

Form with fields for candidate name, residence, party name, and other details for a common name certificate.

第二十号様式(候補者の選定手続等に関する届出書の様式)(第十二条の九関係)

第二十号様式(候補者の選定手続等に関する届出書の様式)(第十二条の九関係)の表

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続等に関する届出書

Table with columns for 'Name' and 'Remarks' containing fields for party name, candidate name, residence, and party name, along with a section for confirmation of candidates.

上記のとおり届出書類を添えて本政党(政治団体の)衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続の届出をします。

届出時刻印 政党の他の候補団体の名称、本部の所在地、代表者、氏名、職、並びに他の候補団体の代表者本人の署名その他の事項がある場合はこの限りではない。

備考 政党の他の候補団体の代表者本人の署名は行はざる限りは本人署名欄の欄に記入し提出し、その代表者の氏名及び住所等について記明の上、本人署名欄の欄に本人署名するものとす。ただし、政党の他の候補団体の代表者本人の署名その他の事項がある場合はこの限りではない。



第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党及び略称の届出書

政党その他の政治団体の名称 (L27第2号)	一の略称 (L27第2号)
本部の所在地	(L27第2号)
代表者の氏名	(L27第2号)
付 属 簿	1 政党その他の政治団体の組織、総則、規約その他これらに類するものを記載した書類 2 衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当届書

上記のとおり関係書類を添えて衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をします。

別冊何頁何頁

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名  
中央選挙管理委員会 氏 名 及び

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合においては本人承認書類の提出は不要と、その代理人が届け出る場合については代理人の承認書類の提出は必要と規定されています。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の書類がある場合はこの限りではありません。

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所定する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり人員としており、当該衆議院議員の届出は（ ）に該当するものとします。

別冊何頁何頁

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

記

氏 名	衆議院議員又は参議院議員の届出	種 別	選挙執行年月日	備 考

備考 1 「確認」欄は、衆議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならず、  
2 公認候補の届出の場合には、「備考」欄に「公認」と記載しなければならず、  
3 所定する衆議院議員又は参議院議員として衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当届書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の同意書（届出書類）及び届出を本政党その他の政治団体の承認した選挙の承認による届出をした政党その他の政治団体の承認する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が署名した届出書類に記載しなければならず、

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十関係）

（届出書類）

記 録 簿

本政党（政治団体）は、所定する衆議院議員（参議院議員）として衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当届書にその氏名を記載されることを承認します。

別冊何頁何頁

衆議院議員（参議院議員）（選挙区）  
氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 及び

備考 「確認」欄は、衆議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならず、

（届出書類）

記 録 簿

本政党（政治団体）以外の公認選挙区候補の承認した選挙の承認による届出をした政党その他の政治団体に所定する者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当届書に記載していないことを旨とします。

別冊何頁何頁

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出をした政党その他の政治団体の様式）（第十二条の十関係）

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出をした政党その他の政治団体の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出をした政党その他の政治団体の様式

本政党（政治団体）は、所定する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり人員としており、当該衆議院議員の届出は（ ）に該当するものとします。

別冊何頁何頁

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

記

氏 名	衆議院議員又は参議院議員の届出	種 別	選挙執行年月日	備 考

備考 1 「確認」欄は、衆議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならず、  
2 公認候補の届出の場合には、「備考」欄に「公認」と記載しなければならず、  
3 所定する衆議院議員又は参議院議員として衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当届書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の同意書（届出書類）及び届出を本政党その他の政治団体の承認した選挙の承認による届出をした政党その他の政治団体の承認する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が署名した届出書類に記載しなければならず、

他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条）

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十関係））

その一

本政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第百条の四第項の規定により届出します。

何年何月何日

解散その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名  
中央選挙管理委員会 氏 名 まで

その二

本政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書に該当しなくなった別の届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に公職選挙法第百条の四第項第号又は第百条に該当する政党その他の政治団体でなくなったので、同法第百条の四第項の規定により届出します。

何年何月何日

解散その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名  
中央選挙管理委員会 氏 名 まで

備考

- 様式の一は衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書に適用される様式であり、様式の一は公職選挙法第百条の四第項第号又は第百条に該当する政党その他の政治団体でなくなった別の届出書である。
- 解散その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出を行うこと、ただし、解散その他の政治団体の代表者本人の届出が確認される場合はこの限りではない。

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十関係））

第二十一号様式（衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十関係））

衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

解散その他の政治団体の名称	（氏名が記す）	解散その他の政治団体の名称	（氏名が記す）
本部の所在地	（〒）	本部の所在地	（〒）
代表者の氏名	（氏名が記す）	代表者の氏名	（氏名が記す）
解散の事由	（事由を記す）		

上記のよう衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書に該当しなくなった別の届出書

何年何月何日

解散その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名  
中央選挙管理委員会 氏 名 まで

備考 解散その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと、ただし、解散その他の政治団体の代表者本人の届出が確認される場合はこの限りではない。

第二十二号様式（参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十一関係））

第二十二号様式（参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十一関係））

参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

解散その他の政治団体の名称	（氏名が記す）	解散その他の政治団体の名称	（氏名が記す）
本部の所在地	（〒）	本部の所在地	（〒）
代表者の氏名	（氏名が記す）	代表者の氏名	（氏名が記す）
解散の事由	（事由を記す）		

上記のよう参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書に該当しなくなった別の届出書

何年何月何日

解散その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名  
中央選挙管理委員会 氏 名 まで

備考 解散その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと、ただし、解散その他の政治団体の代表者本人の届出が確認される場合はこの限りではない。

第二十二号様式（参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十一関係））

第二十二号様式（参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式（第十二条の十一関係））

参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第百条の四第項の規定により届出します。

何年何月何日

解散その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏 名

備考

- 「参政党」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならず、「参政党」欄は「参議院」と記載しなければならない。
- 各政党の解散届出書に提出する各政党の解散届出書には、「参政党」欄に「参議院」と記載しなければならない。
- 解散する参議院議員又は参議院議員として参議院比例代表選出議員の選挙における各政党及び政党の届出をした政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出を行うこと、ただし、解散その他の政治団体の代表者本人の届出が確認される場合はこの限りではない。

(様式書式)

参 議 院

衆議院(衆議院)に属する衆議院議員(衆議院議員)として衆議院比例代表議員の選挙における  
各政党(各選挙区)の得票数(得票数)を算出するに必要となる事項を記載することとする。

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

(様式書式)

参 議 院

衆議院(衆議院)に属する衆議院議員(衆議院議員)として衆議院比例代表議員の選挙における  
各政党(各選挙区)の得票数(得票数)を算出するに必要となる事項を記載することとする。

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

第二十二号様式の三(参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式)(第十二条の十一関係)

第二十二号様式の三(参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式)(第十二条の十一関係)

衆議院比例代表選出議員の選挙における各政党(各選挙区)の得票数(得票数)を算出するに必要となる事項を記載することとする。

Table with 2 columns: 政党(各選挙区)の名称(各政党(各選挙区)の名称) and 略称(各政党(各選挙区)の略称). Includes fields for party name and abbreviation.

上記のよう参議院比例代表選出議員の選挙における各政党(各選挙区)の得票数(得票数)を算出するに必要となる事項を記載することとする。

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

第二十三号様式(削除) 第二十四号様式(投票録の様式)(第十四条関係)

第二十三号様式(投票録の様式)(第十四条関係)

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区

衆議院議員(衆議院議員)選挙区



















第二十七号様式(四)衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人が他の衆議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式(第十四条の二関係)

第二十七号様式の四(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人が他の衆議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式)(第十四条の二関係)

宣誓書

私は、別冊名簿届出政党の候補者として衆議院議員に立候補し、得票数の多い順又は得票数に等しい場合には選挙区ごとの順位により選挙区において当選人となつた日以後において他の衆議院名簿届出政党等に所属していないことを誓います。

別冊名簿届出  
 氏名(姓) 氏名(姓) 氏名(姓) 氏名(姓)

氏名

備考 当選人本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その内閣人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、当選人本人が提出する場合に限る場合はこの限りではない。

第二十七号様式(五)参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が参議院名簿届出政党等に属する者でなくなった旨の届出書の様式(第十四条の二関係)

第二十七号様式の五(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が参議院名簿届出政党等に属する者でなくなった旨の届出書の様式)(第十四条の二関係)

当選人が参議院名簿届出政党等に属する者でなくなった旨の届出書

別冊別紙を執行の候補者における下記の当選人は、別冊別紙を下記の事由により、本政党(候補者)に属する者でなくなったので、届けます。

別冊別紙届出  
 政党その他政治団体の名称  
 本部の所在地  
 代表者 氏名

別冊別紙届出 氏名 おて

当選人の氏名	届出の事由

備考 1 「届出事由」欄には、離党、離党、その他の事由の別を記載しなければならぬ。  
 2 政党その他政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その内閣人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他政治団体の代表者本人が届け出る場合に限る場合はこの限りではない。

第二十七号様式(六)参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の除名の手続を記載した文書の様式(第十四条の二関係)

第二十七号様式の六(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の除名の手続を記載した文書の様式)(第十四条の二関係)

当選人の除名の手続を記載した文書

本政党(候補者)に属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

別冊別紙届出  
 政党その他政治団体の名称  
 本部の所在地  
 代表者 氏名

別冊別紙届出 氏名 おて

除名手続する候補者	除名の手続

第二十七号様式(七)参議院比例代表選出議員の選挙における当選人が他の参議院名簿届出政党等に

に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

第二十七号様式の一（衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

宣誓書

私は、比例代表制による衆議院の代表選挙に立候補し、衆議院の代表選挙に際しては衆議院の代表として選挙権を行使する旨を宣誓し、衆議院の代表として他の参議院本議員の代表選挙に所属していないことを誓う。

比例代表制による衆議院の代表選挙に立候補する旨を宣誓する場合は、その代理人が提出する旨を以て選挙権の行使を認める旨の宣誓書に署名し、衆議院の代表として他の参議院本議員の代表選挙に所属していないことを誓う。

第二十八号様式（当選証書の様式）（第十五条関係）

第二十八号様式（当選証書の様式）（第十五条関係）

何々当選証書

住所

氏名

右は、選挙区（何々市何々区何々町何々丁目何々番何々）において、何々に選挙されたことを証明するため、ここに当選証書を行うとする。

何々市何々区何々町何々丁目何々番何々

何々市何々区何々町何々丁目何々番何々

氏名

何々市何々区何々町何々丁目何々番何々

第二十八号様式の一（衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

第二十八号様式の一（衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

宣誓書

私は、比例代表制による衆議院の代表選挙に立候補し、衆議院の代表選挙に際しては衆議院の代表として選挙権を行使する旨を宣誓し、衆議院の代表として他の参議院本議員の代表選挙に所属していないことを誓う。

比例代表制による衆議院の代表選挙に立候補する場合は、その代理人が提出する旨を以て選挙権の行使を認める旨の宣誓書に署名し、衆議院の代表として他の参議院本議員の代表選挙に所属していないことを誓う。

第二十八号様式の一（衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

第二十八号様式の一（衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における各議員の他の参議院本議員の代表選挙に所属していない旨の宣誓書の様式）（第十四条の二関係）

宣誓書

私は、比例代表制による衆議院の代表選挙に立候補し、衆議院の代表選挙に際しては衆議院の代表として選挙権を行使する旨を宣誓し、衆議院の代表として他の参議院本議員の代表選挙に所属していないことを誓う。

比例代表制による衆議院の代表選挙に立候補する場合は、その代理人が提出する旨を以て選挙権の行使を認める旨の宣誓書に署名し、衆議院の代表として他の参議院本議員の代表選挙に所属していないことを誓う。



第二十八号様式の三(選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式)(第十七条の四関係)

第二十八号様式(三)選挙運動用自動車等の使用等の契約届出書の様式(第十七条の四関係)
その一 選挙運動用自動車等の使用等の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車等の使用等を締結したので届け出ます。

Table with columns: 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に於いては当該代表者の氏名, 契約の内容及び条項, 償還方法, 備考. Includes a section for '1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合'.

備考
1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2. この「契約の相手方」が法人に該当する場合は、「法人の代表者」にあっては法人の代表者、「個人に該当する場合は、選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(個人)」にあっては選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(個人)の氏名を記載してください。
3. 「償還方法」とは、契約の締結した後に、選挙運動用自動車等の使用等に必要となる費用をどのようにして償還するかを記載してください。
4. 選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(法人)が、その法人の銀行に届出済みの場合は、

銀行の届出済みの場合は、当該法人の本人承認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選挙運動の費用その他の経費がある場合はこの限りではありません。
その二 選挙運動用自動車等の使用等の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車等の使用等を締結したので届け出ます。

Table with columns: 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に於いては当該代表者の氏名, 契約の内容及び条項, 償還方法, 備考. Includes a section for '1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。'.

備考
1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2. 選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(法人)が、その法人の銀行に届出済みの場合は、当該法人の本人承認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選挙運動の費用その他の経費がある場合はこの限りではありません。
その三 選挙運動用自動車等の使用等の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車等の使用等を締結したので届け出ます。

Table with columns: 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に於いては当該代表者の氏名, 契約の内容及び条項, 償還方法, 備考. Includes a section for '1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。'.

備考
1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2. 選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(法人)が、その法人の銀行に届出済みの場合は、当該法人の本人承認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選挙運動の費用その他の経費がある場合はこの限りではありません。
その五 選挙運動用自動車等の使用等の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車等の使用等を締結したので届け出ます。

Table with columns: 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に於いては当該代表者の氏名, 契約の内容及び条項, 償還方法, 備考. Includes a section for '1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。'.

備考
1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2. 選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(法人)が、その法人の銀行に届出済みの場合は、当該法人の本人承認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選挙運動の費用その他の経費がある場合はこの限りではありません。
その六 選挙運動用自動車等の使用等の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車等の使用等を締結したので届け出ます。

Table with columns: 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に於いては当該代表者の氏名, 契約の内容及び条項, 償還方法, 備考. Includes a section for '1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。'.

備考
1. 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2. 選挙運動用自動車等の使用等に係る契約の相手方(法人)が、その法人の銀行に届出済みの場合は、当該法人の本人承認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選挙運動の費用その他の経費がある場合はこの限りではありません。

その八 県選出議員の選挙・補選の期日届出書

次のとおり県選出議員の選挙・補選の期日届出書は、選挙の期日届出書として提出します。

期日届出書  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名

期日届出書  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名

項目	期日の届出する氏名又は投票区の氏名(候補者氏名)	注		
		選挙区	期日届出の期日	備考
選挙区				
氏名				

備考

- この様式は、候補者管理委員会委員長の選挙の様式です。
- 期日届出書には、期日届出の期日を記載してください。
- 「期日届出書」欄の「期日届出の期日」には、期日届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。

その九 県選出議員の選挙・補選の期日届出書

次のとおり県選出議員の選挙・補選の期日届出書は、選挙の期日届出書として提出します。

期日届出書  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名

期日届出書  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名  
候補者管理委員会委員長 氏 氏名

項目	期日の届出する氏名又は投票区の氏名(候補者氏名)	注		
		選挙区	期日届出の期日	備考
選挙区				
氏名				

備考

- この様式は、候補者管理委員会委員長の選挙の様式です。
- 期日届出書には、期日届出の期日を記載してください。
- 「期日届出書」欄の「期日届出の期日」には、期日届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。

第二十八号様式の四(選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式)(第十七条の五関係)

第二十八号様式の内(選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式)(第十七条の五関係)

その一

燃料代等の確認申請書

次の書類を提出するに際し、公職選挙法施行令第106条の4第2項及び同令第107条の規定による確認を受けるための申請をします。

期日届出書  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名

期日届出書  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名

項目	期日の届出する氏名又は投票区の氏名(候補者氏名)	注		
選挙区	氏名	期日届出の期日	備考	

備考

- この申請書は、燃料代等確認申請書の提出の様式です。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代等について公費負担の対象となるもの確認を受けるためのものです。
- 「燃料代等の届出」欄の「期日届出の期日」には、燃料代等の届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。
- 「期日届出の期日」欄には、燃料代等の届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。
- 「燃料代等の届出」欄には、燃料代等の届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。

その二

選挙運動用自動車燃料代等の確認申請書

次の書類を提出するに際し、公職選挙法施行令第106条の4第2項及び同令第107条の規定による確認を受けるための申請をします。

期日届出書  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名

期日届出書  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名  
候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長)氏 氏名

項目	期日の届出する氏名又は投票区の氏名(候補者氏名)	注		
選挙区	氏名	期日届出の期日	備考	

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車燃料代等の確認申請書の提出の様式です。
- この申請書は、選挙運動用自動車燃料代等について公費負担の対象となるもの確認を受けるためのものです。
- 「燃料代等の届出」欄の「期日届出の期日」には、燃料代等の届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。
- 「期日届出の期日」欄には、燃料代等の届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。
- 「燃料代等の届出」欄には、燃料代等の届出の期日を記載し、1日未満の単位を省略して記載してください。

その三

ビザ付与枚数確認申請書

次のビザ付与枚数につき、公職選挙法施行令第108条の2において準用する第108条の2の規定による確認を受けたので申請します。

候補者氏名

候補者管理委員会委員長(中央選挙管理委員会)氏 並み

候補者管理委員会  
候補者 氏 名  
(公職選挙法第108条の2の準用)

記

- 1 期別年月日 候補者氏名
- 2 期別の相手方の氏名又は名称及び住所(登記上の住所)に基づいてはその代表者の氏名
- 3 確認の種別

区	分	別	成	数	右の1号確認又は確認申請数
期 間 上 の 票 種 数 (a)					
全 票 の 数 (b)					
計 (a+b)					
備 考					

備考

- 1 この申請書は、ビザ付与枚数ごとに別々に候補者から確認申請書に提出してください。
- 2 この申請書は、ビザ付与枚数について公職選挙法第108条の2の2の規定を定めるためのものです。
- 3 「期間上での票種数」には、期別の相手方による公職選挙法第108条の2の2の規定を定めるための記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合においては本人確認申請書の提出又は提出後、その代理人が提出する場合については委託状の提出又は提出後及び最終代理人本人確認申請書の提出又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の書類がある場合はこの限りではありません。

その四

選挙事務所用の紙、看破付与枚数確認申請書

次の選挙事務所用の紙、看破付与枚数につき、公職選挙法施行令第108条の2の規定による確認を受けたので申請します。

候補者氏名

選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会)氏 並み

候補者管理委員会  
候補者 氏 名  
(公職選挙法第108条の2の準用)

記

- 1 期別年月日 候補者氏名
- 2 期別の相手方の氏名又は名称及び住所(登記上の住所)に基づいてはその代表者の氏名
- 3 確認の種別

区	分	別	成	数	右の1号確認又は確認申請数
期 間 上 の 票 種 数 (a)					
全 票 の 数 (b)					
計 (a+b)					
備 考					

備考

- 1 この申請書は、紙、看破付与枚数ごとに別々に候補者から確認申請書に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙事務所用の紙、看破付与枚数について公職選挙法第108条の2の2の規定を定めるためのものです。
- 3 「期間上での票種数」には、期別の紙、看破付与枚数について作成された票をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合においては本人確認申請書の提出又は提出後、その代理人が提出する場合については委託状の提出又は提出後及び最終代理人本人確認申請書の提出又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の書類がある場合はこの限りではありません。

その五

投票券等交付用紙、看破付与枚数確認申請書

次の投票券等交付用紙、看破付与枚数につき、公職選挙法施行令第108条の2において準用する第108条の2の規定による確認を受けたので申請します。

候補者氏名

選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会)氏 並み

候補者管理委員会  
候補者 氏 名  
(公職選挙法第108条の2の準用)

記

- 1 期別年月日 候補者氏名
- 2 期別の相手方の氏名又は名称及び住所(登記上の住所)に基づいてはその代表者の氏名
- 3 確認の種別

区	分	別	成	数	右の1号確認又は確認申請数
期 間 上 の 票 種 数 (a)					
全 票 の 数 (b)					
計 (a+b)					
備 考					

備考

- 1 この申請書は、紙、看破付与枚数ごとに別々に候補者から確認申請書に提出してください。
- 2 この申請書は、投票券等交付用紙、看破付与枚数について公職選挙法第108条の2の2の規定を定めるためのものです。
- 3 「期間上での票種数」には、期別の紙、看破付与枚数について作成された票をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合においては本人確認申請書の提出又は提出後、その代理人が提出する場合については委託状の提出又は提出後及び最終代理人本人確認申請書の提出又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の書類がある場合はこの限りではありません。

その六

個人認読設備用紙、看破付与枚数確認申請書

次の個人認読設備用紙、看破付与枚数につき、公職選挙法施行令第108条の2において準用する第108条の2の規定による確認を受けたので申請します。

候補者氏名

選挙管理委員会委員長氏 並み

候補者管理委員会  
候補者 氏 名  
(公職選挙法第108条の2の準用)

記

- 1 期別年月日 候補者氏名
- 2 期別の相手方の氏名又は名称及び住所(登記上の住所)に基づいてはその代表者の氏名
- 3 確認の種別

区	分	別	成	数	右の1号確認又は確認申請数
期 間 上 の 票 種 数 (a)					
全 票 の 数 (b)					
計 (a+b)					
備 考					

備考

- 1 この申請書は、紙、看破付与枚数ごとに別々に候補者から確認申請書に提出してください。
- 2 この申請書は、個人認読設備用紙、看破付与枚数について公職選挙法第108条の2の2の規定を定めるためのものです。
- 3 「期間上での票種数」には、期別の紙、看破付与枚数について作成された票をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合においては本人確認申請書の提出又は提出後、その代理人が提出する場合については委託状の提出又は提出後及び最終代理人本人確認申請書の提出又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の書類がある場合はこの限りではありません。

その他

ボクサー育成教員講習書

表のボクサー育成教員につき、公職選挙法施行令第116条の規定の趣意により確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長) 氏 名 同

何年何月何日執行権限(何選挙区) 何選挙区 氏 名 (何選挙区議員出立受等の名称)

記

- 1 何年何月何日 何年何月何日
- 2 何年の何号の出生又は姓名及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名
- 3 確認の目的

区	区	区	区	区
第1区以上の累積数	区	区	区	区
第2区以上の累積数	区	区	区	区
第3区以上の累積数	区	区	区	区
第4区以上の累積数	区	区	区	区
第5区以上の累積数	区	区	区	区

- 備考
- 1 この申請書は、ボクサー育成教員ごとに別々に候補者から確認申請書(図)に提出してください。
  - 2 この申請書は、ボクサー育成教員について公職選挙法の規定によるものの確認を受けるためのものです。
  - 3 「第1区以上の累積数」には、他のボクサー育成教員について作成された数をも含めて記載してください。
  - 4 候補者本人の届出する場合には何人確認申請書の提出又は提出も、その代理人の届出する場合にはその代理人の出生又は姓名及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名又は提出を行うべき個人、法人は、候補者本人の出生又は姓名及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名を記載するべきではありません。

第二十八号様式(五) (選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式) (第十七条の五関係)

第二十九号様式(五)(選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式)(第十七条の五関係)

第 一 節 第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

公職選挙法施行令第106条の2において規定する第116条の規定に基づき、次のボクサー育成教員は、公職選挙法第116条第1項に定められた範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日 何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長) 氏 名 同

- 1 何年何月何日執行権限(何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認の目的

備考

- 1 この申請書は、燃料について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この申請書を受領した選挙管理委員会、公費の支出の請求をする場合には、選挙運動用自動車用燃料供給業者とともに当該選挙区を請求に提出してください。なお、公費の支出の請求ができませんので、この申請書に添付された選挙区を請求する場合は、公費の支出の請求は、公費の支出の請求がその者に係る公職選挙法施行令第116条の規定に基づき、何人確認申請書の提出又は提出する個人となるべき個人に於ては、出生又は姓名及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名を記載するべきではありません。

第 二 節 第 二 号 第 二 号 第 二 号 第 二 号 第 二 号

公職選挙法施行令第106条の2において規定する第116条の規定に基づき、次の選挙運動用自動車用燃料供給業者は、公職選挙法第116条第1項に定められた範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日 何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長) 氏 名 同

- 1 何年何月何日執行権限(何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認の目的

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車用燃料供給業者について確認を受けた候補者から選挙運動用自動車用燃料供給業者に提出してください。
- 2 この申請書を受領した選挙管理委員会、公費の支出の請求をする場合には、選挙運動用自動車用燃料供給業者とともに当該選挙区を請求に提出してください。
- 3 この申請書に添付された候補者について燃料供給業者がその者に係る公職選挙法施行令第116条の規定に基づき、何人確認申請書の提出又は提出する個人となるべき個人に於ては、出生又は姓名及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名を記載するべきではありません。

その他

ボクサー育成教員講習書

表のボクサー育成教員につき、公職選挙法施行令第116条の規定の趣意により確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長) 氏 名 同

何年何月何日執行権限(何選挙区) 何選挙区 氏 名 (何選挙区議員出立受等の名称)

記

- 1 何年何月何日 何年何月何日
- 2 何年の何号の出生又は姓名及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名
- 3 確認の目的

区	区	区	区	区
第1区以上の累積数	区	区	区	区
第2区以上の累積数	区	区	区	区
第3区以上の累積数	区	区	区	区
第4区以上の累積数	区	区	区	区
第5区以上の累積数	区	区	区	区

- 備考
- 1 この申請書は、選挙運動用自動車用燃料供給業者について確認を受けた候補者から、選挙運動用自動車用燃料供給業者に提出してください。
  - 2 この申請書を受領した選挙管理委員会、公費の支出の請求をする場合には、選挙運動用自動車用燃料供給業者とともに当該選挙区を請求に提出してください。
  - 3 この申請書に添付された候補者について燃料供給業者がその者に係る公職選挙法施行令第116条の規定に基づき、何人確認申請書の提出又は提出する個人となるべき個人に於ては、出生又は姓名及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名を記載するべきではありません。

その他

ボクサー育成教員講習書

表のボクサー育成教員につき、公職選挙法施行令第116条の規定の趣意により確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理委員会委員長) 氏 名 同

何年何月何日執行権限(何選挙区) 何選挙区 氏 名 (何選挙区議員出立受等の名称)

記

- 1 何年何月何日 何年何月何日
- 2 何年の何号の出生又は姓名及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名
- 3 確認の目的

区	区	区	区	区
第1区以上の累積数	区	区	区	区
第2区以上の累積数	区	区	区	区
第3区以上の累積数	区	区	区	区
第4区以上の累積数	区	区	区	区
第5区以上の累積数	区	区	区	区

- 備考
- 1 この申請書は、個人議員候補者から、選挙運動用自動車用燃料供給業者について確認を受けた候補者から、選挙運動用自動車用燃料供給業者に提出してください。
  - 2 この申請書を受領した選挙管理委員会、公費の支出の請求をする場合には、個人議員候補者とともに当該選挙区を請求に提出してください。
  - 3 この申請書に添付された候補者について燃料供給業者がその者に係る公職選挙法施行令第116条の規定に基づき、何人確認申請書の提出又は提出する個人となるべき個人に於ては、出生又は姓名及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名を記載するべきではありません。

ふたし

**第二十八号様式** (選挙運動用自動車使用証明)

選挙運動用自動車(以下「自動車」という)の使用に際しては、次のボスター市役所には、届出を受ける必要のある範囲内のものであることを記載する。

何年何月何日 何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員) 氏 名 氏 姓

印

1 何年何月何日執行何選挙区(何選挙区) 氏 姓  
2 候補者の氏名  
3 何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員)の氏名  
4 届出 氏 姓

備考

1 この届出書は、ボスター市役所において確認を受けた候補者からボスター市役所に提出しなくてはならない。

2 この届出書を受領したボスター市役所者は、必要に応じて請求する場合には、ボスター市役所へ照会すると当該届出書と照会書に添付していただきたい。

3 この届出書に記入した候補者について届出が認められた場合は、当該届出書と照会書がその中に係る候補者名簿並びに投票用紙に添付する用紙に添付して投票に使用する用紙となる(候補者名簿並びに投票用紙に添付された届出書は、ボスター市役所へ送付する必要がある)。

第二十八号様式の六(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第十七条の七関係)

**選挙運動用自動車使用証明**  
(届出)

表のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

何年何月何日 何選挙区議員委員(何選挙区) 氏 姓  
何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員)の氏名

印

燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所

備考

1 この届出書は、使用の実績に基づいて、選挙区議員等ごとに別々に作成し、候補者から選挙区議員等に提出していただく。

2 この届出書は、候補者(選挙区議員)に提出するときは、この届出書と照会書に添付していただく。

3 この届出書は、執行した選挙区について、投票日(又は投票日当日)に提出し、選挙区議員委員等がその中に係る候補者名簿並びに投票用紙に添付する用紙となる(候補者名簿並びに投票用紙に添付された届出書は、ボスター市役所へ送付する必要がある)。

4 投票日の前日(投票日)に提出するときは、投票日当日に提出する必要がある。

5 同一の届出書は、候補者(選挙区議員)に提出していただく。

6 投票日の前日(投票日)に提出するときは、投票日当日に提出する必要がある。

7 5の届出は、候補者(選挙区議員)に提出していただく。

第二十八号様式の六(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第十七条の七関係)

**第二十八号様式** (選挙運動用自動車使用証明)

選挙運動用自動車(以下「自動車」という)の使用に際しては、次のボスター市役所には、届出を受ける必要のある範囲内のものであることを記載する。

何年何月何日 何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員) 氏 姓  
何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員)の氏名

印

燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所

備考

1 この届出書は、使用の実績に基づいて、選挙区議員等ごとに別々に作成し、候補者から選挙区議員等に提出していただく。

2 この届出書は、候補者(選挙区議員)に提出するときは、この届出書と照会書に添付していただく。

3 この届出書は、執行した選挙区について、投票日(又は投票日当日)に提出し、選挙区議員委員等がその中に係る候補者名簿並びに投票用紙に添付する用紙となる(候補者名簿並びに投票用紙に添付された届出書は、ボスター市役所へ送付する必要がある)。

4 投票日の前日(投票日)に提出するときは、投票日当日に提出する必要がある。

5 同一の届出書は、候補者(選挙区議員)に提出していただく。

6 投票日の前日(投票日)に提出するときは、投票日当日に提出する必要がある。

7 5の届出は、候補者(選挙区議員)に提出していただく。

**第二十八号様式** (選挙運動用自動車使用証明)

選挙運動用自動車(以下「自動車」という)の使用に際しては、次のボスター市役所には、届出を受ける必要のある範囲内のものであることを記載する。

何年何月何日 何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員) 氏 姓  
何選挙区議員委員(中央選挙区議員委員)の氏名

印

燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所
燃料供給者の氏名又は法人名及び住所並びに法人に該当しない者の住所の氏名	一般選挙区議員委員選挙事務所 または候補者個人の住所	何選挙区議員委員の氏名	何選挙区議員委員の住所

備考

1 この届出書は、使用の実績に基づいて、選挙区議員等ごとに別々に作成し、候補者から選挙区議員等に提出していただく。

2 この届出書は、候補者(選挙区議員)に提出するときは、この届出書と照会書に添付していただく。

3 この届出書は、執行した選挙区について、投票日(又は投票日当日)に提出し、選挙区議員委員等がその中に係る候補者名簿並びに投票用紙に添付する用紙となる(候補者名簿並びに投票用紙に添付された届出書は、ボスター市役所へ送付する必要がある)。

4 投票日の前日(投票日)に提出するときは、投票日当日に提出する必要がある。

5 同一の届出書は、候補者(選挙区議員)に提出していただく。

6 投票日の前日(投票日)に提出するときは、投票日当日に提出する必要がある。

7 5の届出は、候補者(選挙区議員)に提出していただく。



ホス二  
個人認証登録済文・看視作成証明書  
次のとおり個人認証登録済文・看視を作成したものであることを証明します。  
何年何月何日

何年何月何日(何曜日)(何曜日)		氏名	性別	年齢
氏名・看視作成者の氏名又は住所及び 居住している市町村又はその所在地の氏名		住所	性別	年齢
甲	氏名	住所	性別	年齢
乙	氏名	住所	性別	年齢
印		住所	性別	年齢

備考  
1 この証明書は、作成の履歴に基づいて、当該看視作成者ごとに別々に作成し、記録簿から当該看視作成者ごとに抽出して取り出すことができる。  
2 当該看視作成者が看視作成に同意するときは、この証明書を請求書に添付して取り出すことができる。  
3 この証明書を発行した都道府県において、当該看視作成された場合は、当該看視作成者は、都道府県に同意を提出する必要がある。  
4 本人の同意を得ずに当該看視の作成となる取扱いがなされる場合には、当該看視の作成は、次のとおりである。  
(1) 数 当該看視の作成に同意した場合は  
(2) 同意書  
49.95円(消費税別)の作成費

第二十八号様式の十(ポスター作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

ホス三  
ポスター作成証明書(様式)(第十七条の七関係)  
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。  
何年何月何日

何年何月何日(何曜日)(何曜日)		氏名	性別	年齢
氏名・ポスター作成者の氏名又は住所及び居住している市町村又はその所在地の氏名		住所	性別	年齢
甲	氏名	住所	性別	年齢
乙	氏名	住所	性別	年齢
印		住所	性別	年齢

備考  
1 この証明書は、作成の履歴に基づいて、ポスター作成者ごとに別々に作成し、記録簿からポスター作成者ごとに抽出して取り出すことができる。  
2 ポスター作成者が看視作成(同意)に同意するときは、この証明書を請求書に添付して取り出すことができる。  
3 この証明書を発行した都道府県において、当該看視作成された場合は、当該看視作成者は、都道府県に同意を提出する必要がある。  
4 本人の同意を得ずに当該看視の作成となる取扱いがなされる場合には、当該看視の作成は、次のとおりである。  
(1) 数 当該看視の作成に同意した場合は  
(2) 同意書  
49.95円(消費税別)の作成費

第二十八号様式の十一(政見放送用録音・録画証の様式)(第十七条の七関係)

ホス四  
政見放送用録音・録画証明書  
次のとおり政見放送用録音又は録画したものであることを証明します。  
何年何月何日

何年何月何日(何曜日)(何曜日)		氏名	性別	年齢
氏名・録音・録画者の氏名又は住所及び居住している市町村又はその所在地の氏名		住所	性別	年齢
甲	氏名	住所	性別	年齢
乙	氏名	住所	性別	年齢
印		住所	性別	年齢

備考  
1 この証明書は、録音・録画の履歴に基づいて、録音・録画者ごとに別々に作成し、記録簿から録音・録画者ごとに抽出して取り出すことができる。  
2 この証明書を、録音・録画の履歴に基づいて、録音・録画者ごとに別々に作成し、記録簿から録音・録画者ごとに抽出して取り出すことができる。  
3 この証明書を発行した都道府県において、当該看視作成された場合は、当該看視作成者は、都道府県に同意を提出する必要がある。  
4 本人の同意を得ずに当該看視の作成となる取扱いがなされる場合には、当該看視の作成は、次のとおりである。  
(1) 数 当該看視の作成に同意した場合は  
(2) 同意書  
49.95円(消費税別)の作成費

ホス五  
政見放送用録音・録画証明書  
次のとおり政見放送用録音又は録画したものであることを証明します。  
何年何月何日

何年何月何日(何曜日)(何曜日)		氏名	性別	年齢
氏名・録音・録画者の氏名又は住所及び居住している市町村又はその所在地の氏名		住所	性別	年齢
甲	氏名	住所	性別	年齢
乙	氏名	住所	性別	年齢
印		住所	性別	年齢

備考  
1 この証明書は、録音・録画の履歴に基づいて、録音・録画者ごとに別々に作成し、記録簿から録音・録画者ごとに抽出して取り出すことができる。  
2 この証明書を、録音・録画の履歴に基づいて、録音・録画者ごとに別々に作成し、記録簿から録音・録画者ごとに抽出して取り出すことができる。  
3 この証明書を発行した都道府県において、当該看視作成された場合は、当該看視作成者は、都道府県に同意を提出する必要がある。  
4 本人の同意を得ずに当該看視の作成となる取扱いがなされる場合には、当該看視の作成は、次のとおりである。  
(1) 数 当該看視の作成に同意した場合は  
(2) 同意書  
49.95円(消費税別)の作成費







本欄に記入した労働者の姓名又は顔写真及び所属部署、所属労働組合又は組合事務所についてください。ただし、労働組合等個人に所属する場合は、その所属する労働組合の名称を記入してください。また、労働組合等個人に所属しない場合は、その所属する労働組合の名称を記入してください。また、労働組合等個人に所属しない場合は、その所属する労働組合の名称を記入してください。また、労働組合等個人に所属しない場合は、その所属する労働組合の名称を記入してください。

請求内訳書

請求書番号	請求月	請求内訳					請求金額
		労務	賃金	社会保険料	雇用保険料	健康保険料	
01	01						

- 備考
- 1. 労働日：労働日による労働日を記載してください。
  - 2. 労働時間：労働時間による労働時間を記載してください。
  - 3. 労働日数：労働日による労働日数を記載してください。

その他

請求書作成の旨(18条の4)を記載してください。請求書の作成を依頼する旨を記載してください。

請求書の作成

請求書の作成

請求書の作成

請求書の作成

- 1. 請求書番号
- 2. 内 容
- 3. 労働者の氏名
- 4. 所属部署
- 5. 所属労働組合

請求書番号	請求月	請求金額
01	01	

- 1. この請求書は、労働者の労働時間に基づいて計算された労働者に対する労働賃金に相当するものである。

請求書

請求書の作成

請求書の作成

請求書の作成

請求内訳書

請求書番号	請求月	請求内訳					請求金額
		労務	賃金	社会保険料	雇用保険料	健康保険料	
01	01						

- 備考
- 1. 労働日：労働日による労働日を記載してください。
  - 2. 労働時間：労働時間による労働時間を記載してください。
  - 3. 労働日数：労働日による労働日数を記載してください。

その他

請求書作成の旨(18条の4)を記載してください。請求書の作成を依頼する旨を記載してください。

請求書の作成

請求書の作成

請求書の作成

- 1. 請求書番号
- 2. 内 容
- 3. 労働者の氏名
- 4. 所属部署
- 5. 所属労働組合

請求書番号	請求月	請求金額
01	01	

備考

- 1. この請求書は、労働者の労働時間に基づいて計算された労働者に対する労働賃金に相当するものである。

請求内訳書

請求書番号	請求月	請求内訳					請求金額
		労務	賃金	社会保険料	雇用保険料	健康保険料	
01	01						

- 備考
- 1. 労働日：労働日による労働日を記載してください。
  - 2. 労働時間：労働時間による労働時間を記載してください。
  - 3. 労働日数：労働日による労働日数を記載してください。

請求内訳書

請求書番号	請求月	請求内訳					請求金額
		労務	賃金	社会保険料	雇用保険料	健康保険料	
01	01						

備考

- 1. 労働日：労働日による労働日を記載してください。
- 2. 労働時間：労働時間による労働時間を記載してください。
- 3. 労働日数：労働日による労働日数を記載してください。

請求書

請求書の作成

請求書の作成

請求書の作成

請求書番号	請求月	請求金額
01	01	

備考

- 1. この請求書は、労働者の労働時間に基づいて計算された労働者に対する労働賃金に相当するものである。

請求内訳書

請求書番号	請求月	請求内訳					請求金額
		労務	賃金	社会保険料	雇用保険料	健康保険料	
01	01						

- 備考
- 1. 労働日：労働日による労働日を記載してください。
  - 2. 労働時間：労働時間による労働時間を記載してください。
  - 3. 労働日数：労働日による労働日数を記載してください。

備考

- 1 第1欄は、総務部長の署名の捺印の必須事項に要する書類として職務印を記載して定める金額を記載してください。
- 2 第2欄は、公職（役員）を記載していただく事項を記載してください。
- 3 第3欄は、公職（役員）を記載していただく事項を記載してください。

(2) 総務部長

職務者番号 (2)	氏名 (1)	役職 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)	印影 (1)

備考

- 1 第1欄は、総務部長の署名の捺印の必須事項に要する書類として職務印を記載して定める金額を記載してください。
- 2 第2欄は、公職（役員）を記載していただく事項を記載してください。
- 3 第3欄は、公職（役員）を記載していただく事項を記載してください。

第二十八号様式の十三（証券交付申請書の様式）（第十七条の九関係）

第二十八号様式の十三（証券交付申請書の様式）（第十七条の九関係）

その一

証券交付申請書

年 月 日

何種証券委員会委員（中央証券委員会委員）氏名にて

公職（役員）等の氏名

住所

職業

（電話）

公職証券交付申請（第13条の第4項）の証券の交付を受けたので、同条第4項の規定により、下記のおおし申請します。

記

1 公職の種別

2 証券交付申請枚数

3 公職及び署名の欄を備付する事務所の所在地並びに事務担当者との公職及び署名の欄の枚数

事務所の所在地	公職及び署名の欄の枚数
////////////////////////////////////	////////////////////////////////////

- 備考1 この申請書は、申請者が公職の総務部長の署名の捺印によるものである。
- 2 公職の総務部長とは、公職証券交付申請（第13条の第4項）に規定する公職の総務部長をいう。
- 3 公職の総務部長又は申請する者については本人職事務の受託又は委託、その代理人が申請する者においてはその代理人又は委託を受けた者の職事務の受託又は委託が認められること、ただし、公職の総務部長又はその代理人の職事務の受託又は委託が認められる場合はこの限りではない。

その二

証券交付申請書

年 月 日

何種証券委員会委員（中央証券委員会委員）氏名にて

公職（役員）等の氏名

代表者（役員）の氏名

住所

職業

（電話）

公職証券交付申請（第13条の第4項）の証券の交付を受けたので、同条第4項の規定により、下記のおおし申請します。

記

1 業務し、又は支弁する公職の総務部長の氏名、住所、職業及び公職の種別

2 証券交付申請枚数

3 公職及び署名の欄を備付する事務所の所在地並びに事務担当者との公職及び署名の欄の枚数

事務所の所在地	公職及び署名の欄の枚数
////////////////////////////////////	////////////////////////////////////

備考1 公職（役員）等の氏名及び住所は、申請者が代表者（役員）に委任した職務を執行する代表者（役員）の氏名、住所、職業及び公職の種別を記載することにより、公職証券交付申請（第13条の第4項）に規定する公職の総務部長をいう。

- 2 業務し、又は支弁する公職の総務部長とは、公職証券交付申請（第13条の第4項）に規定する公職の総務部長をいう。
- 3 代表者（役員）の氏名及び住所は、申請する者においてはその代理人又は委託を受けた者の職事務の受託又は委託が認められること、ただし、代表者（役員）の氏名及び住所は、申請する者においてはその代理人又は委託を受けた者の職事務の受託又は委託が認められる場合はこの限りではない。

第二十八号様式の十四（五人要件文書等の様式）（第十七条の十関係）

第二十八号様式の十四（五人要件文書等の様式）（第十七条の十関係）

五人要件文書

本証券（証券）は、商業する無償取締役又は無償役員を、下記のとおり提出していただく。公職証券交付申請（第13条）に添付する必要があります。

何種証券

代表者（役員）の氏名

住所

職業

（電話）

氏名	申請者又は申請者代表者（役員）の氏名	住所	職業	証券交付申請日	備考

備考

「証券」欄は、無償取締役又は無償役員については、「何種証券」と記載しなければなりません。

2 申請する公職の代表者（役員）は、商業する無償取締役又は無償役員として本人を記載することにより、公職証券交付申請（第13条）に規定する公職の総務部長をいう。

4 代表者（役員）の氏名及び住所は、申請する者においてはその代理人又は委託を受けた者の職事務の受託又は委託が認められること、ただし、代表者（役員）の氏名及び住所は、申請する者においてはその代理人又は委託を受けた者の職事務の受託又は委託が認められる場合はこの限りではない。

何種証券を提出して執行される（証券が添付する）と併せて、商業（又は）無償取締役又は無償役員として、何種証券（無償取締役）として本人要件文書に記載することをお願いします。

何種証券

代表者（役員）の氏名

住所

職業

（電話）

政見その他の政見の放送に際しては、同僚議員との見解が一致する場合は、議員一人としての見解を述べ、一致しない場合は、多数派の見解を述べ、少数派の見解を述べないことを要します。

何れの場合も、議員一人としての見解を述べ、一致しない場合は、多数派の見解を述べ、少数派の見解を述べないことを要します。

第二十八号様式（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式）（第十七条の十関係）

第二十八号様式（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式）（第十七条の十関係）

本確認書は、選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式として、本確認書に記載の事項を記載するものとする。

本確認書に記載の事項を記載するものとする。

何れの場合も、議員一人としての見解を述べ、一致しない場合は、多数派の見解を述べ、少数派の見解を述べないことを要します。

政見その他の政見の放送に際しては、同僚議員との見解が一致する場合は、議員一人としての見解を述べ、一致しない場合は、多数派の見解を述べ、少数派の見解を述べないことを要します。

何れの場合も、議員一人としての見解を述べ、一致しない場合は、多数派の見解を述べ、少数派の見解を述べないことを要します。

本確認書は、選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式として、本確認書に記載の事項を記載するものとする。

本確認書に記載の事項を記載するものとする。

何れの場合も、議員一人としての見解を述べ、一致しない場合は、多数派の見解を述べ、少数派の見解を述べないことを要します。

第二十九号様式（新聞広告掲載証明書の様式）（第二十条関係）

新聞広告掲載証明書

本証明書の記載事項を記載するものとする。

本証明書の記載事項を記載するものとする。

本証明書の記載事項を記載するものとする。

新聞広告掲載証明書

本証明書の記載事項を記載するものとする。

本証明書の記載事項を記載するものとする。

本証明書の記載事項を記載するものとする。

第二十九号様式(二) (新聞広告掲載承諾通知書の様式) (第二十条関係)

1月3日  
〇〇株式会社 〇〇支店

発行元	〇〇株式会社
発行部	〇〇部
発行人	〇〇氏
発行日	〇〇年〇〇月〇〇日

本紙に掲載の〇〇(以下「〇〇」といふ)は、〇〇株式会社(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)によるものである。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を保有する。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。

〇〇株式会社 〇〇支店

発行元	〇〇株式会社
発行部	〇〇部
発行人	〇〇氏
発行日	〇〇年〇〇月〇〇日

本紙に掲載の〇〇(以下「〇〇」といふ)は、〇〇株式会社(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)によるものである。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を保有する。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。

〇〇株式会社 〇〇支店

発行元	〇〇株式会社
発行部	〇〇部
発行人	〇〇氏
発行日	〇〇年〇〇月〇〇日

本紙に掲載の〇〇(以下「〇〇」といふ)は、〇〇株式会社(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)によるものである。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を保有する。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。

〇〇株式会社 〇〇支店

発行元	〇〇株式会社
発行部	〇〇部
発行人	〇〇氏
発行日	〇〇年〇〇月〇〇日

本紙に掲載の〇〇(以下「〇〇」といふ)は、〇〇株式会社(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)によるものである。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を保有する。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。〇〇は、〇〇(以下「〇〇」といふ)の〇〇(以下「〇〇」といふ)に関する権利を侵害する行為を行った者は、〇〇(以下「〇〇」といふ)に法的責任を負うこととなる。

〇〇株式会社 〇〇支店  
〇〇株式会社 〇〇支店  
〇〇株式会社 〇〇支店  
〇〇株式会社 〇〇支店

表 10-1 2014 年度各級各類學校學生人數統計表

學 年 級	學 生 人 數
初 中 一 年 級	
初 中 二 年 級	
初 中 三 年 級	
高 中 一 年 級	
高 中 二 年 級	
高 中 三 年 級	
職 業 學 校 一 年 級	
職 業 學 校 二 年 級	
職 業 學 校 三 年 級	
專 科 學 校 一 年 級	
專 科 學 校 二 年 級	
專 科 學 校 三 年 級	
本 科 學 校 一 年 級	
本 科 學 校 二 年 級	
本 科 學 校 三 年 級	
研 究 生 一 年 級	
研 究 生 二 年 級	
研 究 生 三 年 級	
其 他 類 別	
合 計	

備註：1. 本表數據來源為教育部門統計數據，如有變動，請以最新數據為準。  
2. 本表數據僅供參考，不作為其他用途之依據。

表 10-2 2014 年度各級各類學校師資力量統計表

學 年 級	師 資 人 數
初 中 一 年 級	
初 中 二 年 級	
初 中 三 年 級	
高 中 一 年 級	
高 中 二 年 級	
高 中 三 年 級	
職 業 學 校 一 年 級	
職 業 學 校 二 年 級	
職 業 學 校 三 年 級	
專 科 學 校 一 年 級	
專 科 學 校 二 年 級	
專 科 學 校 三 年 級	
本 科 學 校 一 年 級	
本 科 學 校 二 年 級	
本 科 學 校 三 年 級	
研 究 生 一 年 級	
研 究 生 二 年 級	
研 究 生 三 年 級	
其 他 類 別	
合 計	

備註：1. 本表數據來源為教育部門統計數據，如有變動，請以最新數據為準。  
2. 本表數據僅供參考，不作為其他用途之依據。

表 10-3 2014 年度各級各類學校經費投入統計表

學 年 級	經 費 總 額
初 中 一 年 級	
初 中 二 年 級	
初 中 三 年 級	
高 中 一 年 級	
高 中 二 年 級	
高 中 三 年 級	
職 業 學 校 一 年 級	
職 業 學 校 二 年 級	
職 業 學 校 三 年 級	
專 科 學 校 一 年 級	
專 科 學 校 二 年 級	
專 科 學 校 三 年 級	
本 科 學 校 一 年 級	
本 科 學 校 二 年 級	
本 科 學 校 三 年 級	
研 究 生 一 年 級	
研 究 生 二 年 級	
研 究 生 三 年 級	
其 他 類 別	
合 計	

備註：1. 本表數據來源為教育部門統計數據，如有變動，請以最新數據為準。  
2. 本表數據僅供參考，不作為其他用途之依據。

表 10-4 2014 年度各級各類學校教育質量統計表

學 年 級	考 試 成 績
初 中 一 年 級	
初 中 二 年 級	
初 中 三 年 級	
高 中 一 年 級	
高 中 二 年 級	
高 中 三 年 級	
職 業 學 校 一 年 級	
職 業 學 校 二 年 級	
職 業 學 校 三 年 級	
專 科 學 校 一 年 級	
專 科 學 校 二 年 級	
專 科 學 校 三 年 級	
本 科 學 校 一 年 級	
本 科 學 校 二 年 級	
本 科 學 校 三 年 級	
研 究 生 一 年 級	
研 究 生 二 年 級	
研 究 生 三 年 級	
其 他 類 別	
合 計	

備註：1. 本表數據來源為教育部門統計數據，如有變動，請以最新數據為準。  
2. 本表數據僅供參考，不作為其他用途之依據。

第三十号様式(会計帳簿の様式)(第二十二条関係)

第三十号様式(会計帳簿の様式)(第二十二条関係)

Table with 11 columns: 日, 科目又は取引, 種, 別, 金額, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目. Includes a '備考' section below.

- 1. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
2. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
3. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
4. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
5. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
6. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。

Table with 11 columns: 日, 科目又は取引, 種, 別, 金額, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目. Includes a '備考' section below.

- 1. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
2. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
3. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
4. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
5. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
6. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。

- 1. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
2. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
3. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
4. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
5. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。
6. 勘定科目は、勘定科目表に照準して記帳しなければならない。

第三十一号様式(報告書の様式)(第二十三条関係)

第三十一号様式(報告書の様式)(第二十三条関係)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 勘定科目. Includes a '備考' section below.

Table with 11 columns: 日, 科目又は取引, 種, 別, 金額, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目. Includes a '備考' section below.

Table with 11 columns: 日, 科目又は取引, 種, 別, 金額, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目. Includes a '備考' section below.

Table with 11 columns: 日, 科目又は取引, 種, 別, 金額, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目, 勘定科目. Includes a '備考' section below.

この報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。
報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。

- 1. 報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。
2. 報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。
3. 報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。
4. 報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。
5. 報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。
6. 報告書は、勘定科目表に照準して記帳したものである。







第三十四号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）（第三十一条関係）

第三十号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十一号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十二号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十三号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十四号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十五号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十六号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十七号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十八号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第三十九号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）
第四十号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされること同意書の様式）

第三十五号様式（政談演説会開催届出書の様式）（第三十一条の二関係）

第三十五号様式（政談演説会開催届出書の様式）
第三十一号の二関係
第三十二号の二関係
第三十三号の二関係
第三十四号の二関係
第三十五号の二関係
第三十六号の二関係
第三十七号の二関係
第三十八号の二関係
第三十九号の二関係
第四十号の二関係

Table with 2 columns: 開催日時 (Date/Time) and 開催場所 (Venue)

別表第一（第十六条関係）

- List of candidates and locations for the 16th article, including names like 黒石市, 平川市, 北津軽郡, etc., and their corresponding regions.

の地域（通称網取）及び鳩間島  
別表第二（第十七条関係）

北海道  
函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 網走市 留  
萌市 苫小牧市 稚内市 紋別市 根室市 石  
狩市  
渡島総合振興  
局管内 松前町 福島  
檜山振興局管  
内 江差町 奥尻  
後志総合振興  
局管内 寿都町 岩内  
留萌振興局管  
内 増毛町 苫前  
町 羽幌町 天  
塩町  
宗谷総合振興  
局管内 枝幸町 礼文  
町 利尻町 利  
尻富士町  
日高振興局管  
内 浦河町  
十勝総合振興  
局管内 広尾町  
釧路総合振興  
局管内 厚岸町  
青森県  
青森市 八戸市 むつ市  
西津軽郡  
下北郡 大船渡市 陸前高田市 釜石市  
岩手県 大槌町  
宮古市 大槌町  
上閉伊郡 山田町  
下閉伊郡  
宮城県  
仙台市 宮城野区  
石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市  
亘理郡 亘理町  
牡鹿郡 女川町  
本吉郡 南三陸町  
秋田県 能代市 男鹿市 にかほ市  
山形県  
鶴岡市 酒田市  
福島県  
いわき市 相馬市

茨城県 日立市 北茨城市 ひたちなか市 神栖市  
千葉県 千葉市 船橋市 館山市 木更津市 勝浦市  
千葉市 銚子市 鴨川市 富津市 南房総市  
東京都 東京区 港区 大島支庁管内 大島町  
中央区 港区 大島町  
神奈川県 横浜市 鶴見区 神奈川  
区 西区 中区  
川崎市 小田原市 三浦市  
横須賀市 真鶴町  
足柄下郡  
新潟県 新潟市 中央区  
新上市 上越市 佐渡市  
富山県 富山市 高岡市 魚津市 氷見市 黒部市 射  
水市 石川県 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加  
賀市 羽咋市 志賀町 宝達志  
羽咋郡 鳳珠郡 福井県 小浜市 坂井市  
大飯郡 敦賀市 高浜町  
静岡県 静岡市 清水区  
静岡市 伊東市 富士市 焼津市 下田市 湖  
西市 伊豆市 御前崎市 松崎町 西伊  
賀茂郡 愛知県 豊橋市 半田市 碧南市 西尾市 蒲郡市 常  
名古屋市 熱田区 港区  
名古屋 豊田郡 豊田市 南知多町 武  
知多郡 滑川市 東海市 高浜市 田原市  
三重県 津市 四日市市 伊勢市 鈴鹿市 尾鷲市 鳥  
羽市 熊野市 志摩市

徳島県 徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市  
海部郡 牟岐町 美波  
紀北町  
北牟婁郡 京都市 宮津市  
舞鶴市 大阪府 大阪市 港区 大正区  
住之江区  
堺市 堺区 西区  
岸和田市 泉南郡 岬町  
兵庫郡 神戸市 兵庫区 中央区  
姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 相生市 豊  
岡市 南あわじ市 淡路市  
美方郡 和歌山県 和歌山市 海南市 有田市 田辺市 新宮市  
日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 鳥取県 境港市 岩美町 琴浦町  
鳥取市 島根県 松江市 浜田市 出雲市 大田市  
隠岐郡 岡山県 岡山市 北区 中区 東区 南区  
倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市  
広島県 広島市 南区  
呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 大竹  
市 東広島市 廿日市市 江田島市  
山口県 豊田郡 大崎上島町  
山口市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松  
市 岩国市 光市 長門市 柳井市 周南市  
山陽小野田市 大島郡 周防大島町  
熊毛郡 徳島県 上関町

徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市  
海部郡 牟岐町 美波  
紀北町  
北牟婁郡 京都市 宮津市  
舞鶴市 大阪府 大阪市 港区 大正区  
住之江区  
堺市 堺区 西区  
岸和田市 泉南郡 岬町  
兵庫郡 神戸市 兵庫区 中央区  
姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 相生市 豊  
岡市 南あわじ市 淡路市  
美方郡 和歌山県 和歌山市 海南市 有田市 田辺市 新宮市  
日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 鳥取県 境港市 岩美町 琴浦町  
鳥取市 島根県 松江市 浜田市 出雲市 大田市  
隠岐郡 岡山県 岡山市 北区 中区 東区 南区  
倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市  
広島県 広島市 南区  
呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 大竹  
市 東広島市 廿日市市 江田島市  
山口県 豊田郡 大崎上島町  
山口市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松  
市 岩国市 光市 長門市 柳井市 周南市  
山陽小野田市 大島郡 周防大島町  
熊毛郡 徳島県 上関町

徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市  
海部郡 牟岐町 美波  
紀北町  
北牟婁郡 京都市 宮津市  
舞鶴市 大阪府 大阪市 港区 大正区  
住之江区  
堺市 堺区 西区  
岸和田市 泉南郡 岬町  
兵庫郡 神戸市 兵庫区 中央区  
姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 相生市 豊  
岡市 南あわじ市 淡路市  
美方郡 和歌山県 和歌山市 海南市 有田市 田辺市 新宮市  
日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 鳥取県 境港市 岩美町 琴浦町  
鳥取市 島根県 松江市 浜田市 出雲市 大田市  
隠岐郡 岡山県 岡山市 北区 中区 東区 南区  
倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市  
広島県 広島市 南区  
呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 大竹  
市 東広島市 廿日市市 江田島市  
山口県 豊田郡 大崎上島町  
山口市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松  
市 岩国市 光市 長門市 柳井市 周南市  
山陽小野田市 大島郡 周防大島町  
熊毛郡 徳島県 上関町

熊本県 八代市 水俣市 宇城市 天草市  
 大分県 大分市 別府市 中津市 佐伯市 臼杵市 津久見市 豊後高田市 国東市  
 東国東郡 姫島村  
 宮崎県 宮崎市 延岡市 日南市 日向市 串間市 東臼杵郡 門川町  
 鹿児島県 鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 薩摩川内市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市  
 熊毛郡 屋久島町 瀬戸内町  
 大島郡 大島市  
 沖繩県 那覇市 石垣市 宮古島市  
 国頭郡 今帰仁村  
**別表第三 (第十七条の二の二関係)**  
 北海道 函館市 小樽市 釧路市 稚内市 根室市 宗谷総合振興局管内 枝幸町 青森県 八戸市 むつ市 岩手県 釜石市 宮城県 塩竈市 気仙沼市 石巻市 仙台市 秋田県 秋田市 山形県 鶴岡市 福島県 福島市 いわき市 茨城県 神栖市 千葉県 銚子市 東京都 中央区 港区 神奈川県 横須賀市 三浦市 新潟県 新潟市 中央区 富山県 魚津市

石川県 石川郡 鳳珠郡 能登町  
 福井県 敦賀市 静岡県 焼津市 御前崎市 愛知県 名古屋市 港区 三重県 尾鷲市 度会郡 南伊勢町 京都府 舞鶴市 大阪府 大阪市 港区 兵庫県 神戸市 中央区 和歌山県 東牟婁郡 那智勝浦町 鳥取県 境港市 島根県 浜田市 岡山県 笠岡市 広島県 呉市 山口県 下関市 徳島県 海部郡 海陽町 香川県 観音寺市 愛媛県 今治市 高知県 室戸市 福岡県 福岡市 博多区 佐賀県 唐津市 長崎県 長崎市 平戸市 南松浦郡 新上五島町 熊本県 熊本市 天草市

大分県 津久見市 宮崎県 日南市 鹿児島県 いちき串木野市 沖繩県 那覇市